○起きてはならない最悪の事態ごとの評価結果と対応方策(目次)

	起きてはならない最悪の事態(【リスクシナリオ】)			
ı	地震による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生			
2	大規模津波による多数の死傷者・行方不明者の発生			
3	異常気象による広域的かつ長期的な住宅地の浸水や河川の大規模氾濫			
4	大規模な土砂災害による死傷者の発生			
5	暴風雪や豪雪による死傷者の発生			
6	情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の 死傷者の発生			
7	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の停止			
8	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生			
9	自衛隊、警察、消防、海保等の救助・救急活動等が実施できない事態			
10	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の途絶及び医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺			
11	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下			
12	サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞			
13	基幹的交通ネットワーク(陸上・海上)の機能停止			
14	各種エネルギー供給機能の停止			
15	水道施設等の長期間にわたる機能停止			
16	二次災害の発生			
17	復旧・復興が大幅に遅れる事態			

○起きてはならない最悪の事態ごとの評価結果と対応方策(概要)

【リスクシナリオ】

1 地震による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生を防ぐため、建築物等の耐震化や老朽化対策を推進するとともに、住民の避難場所の確保や防災意識の醸成、救助活動を実施する消防力の向上等を図る。

【対応方策一覧】

【住宅・学校等の耐震化・老朽化対策】

- ・住宅の耐震化
- ・大規模建築物の耐震化
- ・公営住宅の耐震化・老朽化対策
- ·社会福祉施設等の耐震化対策等
- ・公立学校施設等の耐震化・老朽化対策
- ・建築物等からの二次災害防止対策
- ・文化財の防災対策の推進

【公共建築物・防災施設等の耐震化・老朽化対策】

- ・公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策
- ・村庁舎、消防分署等の耐震化・老朽化対策
- ・漁港施設の耐震化・老朽化対策

【住宅地の防災対策】

·幹線道路の整備

【道路施設の防災対策】

- ・緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策
- ・緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策
- ・村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策

【空き家対策】

・空き家対策

【防火対策·消防力強化】

- ·防火対策
- ・消防力の強化
- ・消防団の充実

【避難場所の指定・確保】

- ・指定緊急避難場所及び指定避難所の指定
- ・福祉避難所の指定・協定締結
- ・防災公共の推進
- ・福祉施設・学校施設等の安全対策

【避難行動支援】

- ・避難行動要支援者名簿の作成
- ・避難行動要支援者名簿の活用

【防災意識の啓発・地域防災力の向上】

- ・自主防災組織の設立・活性化支援
- ・防災意識の啓発
- ・防災訓練の推進
- ・防災教育の推進

【リスクシナリオ】

2 大規模津波による多数の死傷者・行方不明者の発生

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

大規模津波による多数の死傷者・行方不明者の発生を防ぐため、津波防災施設等の整備や老朽化対策を進めるとともに、住民の避難場所の確保や津波ハザードマップ等の見直しにより避難体制の整備を図る。

【対応方策一覧】

【警戒避難体制の整備】

- ・津波ハザードマップの作成
- ・漁船避難ルールづくりの促進

【避難場所の指定・確保】

- ・指定緊急避難場所及び指定避難所の指定(再掲)
- ·福祉避難所の指定·協定締結(再掲)
- ・防災公共の推進(再掲)
- ・福祉施設・学校施設等の安全対策(再掲)

【避難行動支援】

- ・避難行動要支援者名簿の作成(再掲)
- ・避難行動要支援者名簿の活用(再掲)

【消防力強化】

- ・消防力の強化(再掲)
- ・消防団の充実(再掲)

- ・自主防災組織の設立・活性化支援(再掲)
- ・防災意識の啓発(再掲)
- ・防災訓練の推進(再掲)
- ・防災教育の推進(再掲)

3 異常気象による広域的かつ長期的な住宅地の浸水や河川の大規模氾濫

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

広域的かつ長期的な住宅地等の浸水や河川の大規模氾濫による被害の発生を防ぐため、河川施設の防災対策を進めるとともに、住民の避難場所の確保や警戒・避難体制の整備を図る。

【対応方策一覧】

【河川改修等の治水対策】

・河川改修等の治水対策

【警戒避難体制の整備】

- ・避難勧告等発令体制の整備
- ・避難勧告等の発令基準の作成
- ・住民等への情報伝達手段の多様化
- ・県・村・防災関係機関における情報伝達

【避難場所の指定・確保】

- ・指定緊急避難場所及び指定避難所の指定(再掲)
- ・福祉避難所の指定・協定締結(再掲)
- ・防災公共の推進(再掲)
- ·福祉施設·学校施設等の安全対策(再掲)

【避難行動支援】

- ·避難行動要支援者名簿の作成(再掲)
- ・避難行動要支援者名簿の活用(再掲)

【消防力強化】

- ・消防力の強化(再掲)
- ・消防団の充実(再掲)

- ·自主防災組織の設立·活性化支援(再掲)
- ・防災意識の啓発(再掲)
- ・防災訓練の推進(再掲)
- ・防災教育の推進(再掲)
- ・水防災意識社会再構築ビジョンの取組

4 大規模な土砂災害による死傷者の発生

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

土砂災害による多数の死傷者の発生及び村土の脆弱性が高まる事態を防ぐため、警戒・避難体制の整備や住民の防災意識の醸成、土砂災害対策施設の整備や老朽化対策の推進等を図る。

【対応方策一覧】

【警戒避難体制の整備(土砂災害)】

- ・土砂災害ハザードマップの作成・公表
- ・避難勧告等発令及び自主避難のための情報提供

【農山村地域における防災対策】

・農山村地域における防災対策

【避難場所の指定・確保】

- ・指定緊急避難場所及び指定避難所の指定(再掲)
- ・福祉避難所の指定・協定締結(再掲)
- ・防災公共の推進(再掲)
- ·福祉施設·学校施設等の安全対策(再掲)

【避難行動支援】

- ·避難行動要支援者名簿の作成(再掲)
- ・避難行動要支援者名簿の活用(再掲)

【消防力強化】

- ・消防力の強化(再掲)
- ・消防団の充実(再掲)

- ·自主防災組織の設立·活性化支援(再掲)
- ・防災訓練の推進(再掲)
- ・防災教育の推進(再掲)

5 暴風雪や豪雪による死傷者の発生

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生を防ぐため、安全な道路交通の確保や除排雪体制の強化を図るとともに、代替交通手段の確保や防災意識の啓発等を図る。

【対応方策一覧】

【道路交通の確保】

- ・除排雪体制の強化
- ・立往生車両の未然防止

【代替交通手段の確保】

・ 代替交通手段の確保

【情報通信の確保】

・情報通信利用環境の強化

【冬季の防災意識の啓発】

・冬季の防災意識の啓発

【道路施設の防災対策】

- ·緊急輸送道路の機能強化·老朽化対策(再掲)
- ・緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策(再掲)

【リスクシナリオ】

6 情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死 傷者の発生

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

情報伝達の不備等に起因した避難行動の遅れによる多数の死傷者の発生を防ぐため、行政機関に おける情報連絡体制や住民等への情報提供体制を強化するとともに、防災意識の醸成や防災教育の 推進を図る。

【対応方策一覧】

【行政情報連絡体制の強化】

・県・村・防災関係機関における情報伝達(再掲)

【住民等への情報伝達の強化】

- ・住民等への情報伝達手段の多様化(再掲)
- ·情報通信利用環境の強化(再掲)
- ・障がい者等に対する避難情報伝達
- ・外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化

【防災意識の啓発・地域防災力の向上】

- ・防災意識の啓発(再掲)
- ・防災情報の入手に関する普及啓発

【防災教育の推進・学校防災体制の確立】

- ・防災教育の推進(再掲)
- ・学校防災体制の確立

7 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の停止

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の停止を防ぐため、支援物資等の供給体制の確保や水道施設・物流関連施設の防災対策の推進等を図る。

【対応方策一覧】

【支援物資等の供給体制の確保】

- ・非常用物資の備蓄
- ・災害発生時の物流インフラの確保
- ・避難所等への燃料等供給の確保
- ・災害応援の受入体制の構築
- ・救援物資等の受援体制の構築
- ・要配慮者(難病疾患等)への医療的支援
- ・災害用医薬品等の確保

【水道施設の防災対策】

- ・水道施設の耐震化・老朽化対策
- ・応急給水資機材の整備
- ・水道施設の応急対策

【道路施設の防災対策】

- ·緊急輸送道路の機能強化·老朽化対策(再掲)
- ·緊急輸送道路以外の道路の機能強化·老朽化対策(再掲)
- ·村管理農道·林道の機能保全·老朽化対策(再掲)

【漁港の防災対策】

・漁港施設の耐震化・老朽化対策(再掲)

【食料生産体制の強化】

- ・食料生産体制の強化
- ・農林水産業の担い手育成・確保

8 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生を防ぐため、孤立するおそれのある集落への支援体制の構築や、情報通信利用環境の強化、緊急輸送道路等の機能強化・老朽化対策を図る。

【対応方策一覧】

【集落の孤立防止対策】

・ 集落の孤立防止対策

【孤立集落発生時の支援体制の構築】

・孤立集落発生時の支援体制の確保

【代替輸送手段の確保】

・代替輸送手段の確保

【ドクターへリの運航の確保】

・ドクターへリの運航確保

【情報通信の確保】

・情報通信利用環境の強化(再掲)

【道路施設の防災対策】

- ·緊急輸送道路の機能強化·老朽化対策(再掲)
- ・緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策(再掲)
- ・村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策(再掲)

9 自衛隊、警察、消防、海保等の救助・救急活動等が実施できない事態

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

自衛隊、警察、消防、海保等が有する救助・救急活動等の能力を十分に発揮できない状況や、被災等により活動できない事態を防ぐため、防災関連施設の耐震化・老朽化対策の推進、防災関係機関や地域住民の参加を含めた総合防災訓練の実施、救助・救出体制の強化や災害応援の受入態勢を構築するほか、地域防災向上、自主防災組織の設立・活性化支援や地域防災リーダーの育成を図る。

【対応方策一覧】

【防災関連施設の耐震化・老朽化対策】

·村庁舎、消防分署等の耐震化·老朽化対策(再掲)

【災害対策本部機能の強化】

・災害対策本部機能の強化

【関係機関の連携強化・防災訓練の推進】

- ・災害発生時の緊急消防援助対隊の連携強化
- ・防災航空隊への航空支援
- ・医療従事者確保に係る連携体制
- ・総合防災訓練の実施

【救急・救助活動等の体制強化】

- ・救急・救助活動等の体制強化
- ・消防力の強化(再掲)
- ・消防団の充実(再掲)

【支援物資等の供給体制の確保】

- ・災害応援の受入体制の構築(再掲)
- ・救援物資等の受援体制の構築(再掲)

- ・自主防災組織の設立・活性化支援(再掲)
- ・防災意識の啓発(再掲)
- ・防災訓練の推進(再掲)
- ・地域防災リーダーの育成

IO 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の途絶、医療施設及び関係者の絶対的不足・被 災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の途絶を防ぐため、救急車両・病院等に対する燃料供給の確保、輸送路等の機能強化・老朽化対策を図る。また、医療施設及び関係者の絶対的不足等による医療機能の麻痺を防ぐため、医療施設や社会福祉設当の耐震化を推進するとともに、医療提供体制の構築や要配慮者への支援体制の強化を図る。

【対応方策一覧】

【緊急車両・災害拠点病院に対する燃料の確保】

- ・緊急車両等への燃料供給の確保
- ・医療施設の燃料等確保

【福祉施設等の耐震化】

·社会福祉施設等の耐震化対策等(再掲)

【災害発生時における医療提供体制の構築】

- ・災害時医療の連携体制
- ・医療従事者確保に係る連携体制(再掲)
- ・お薬手帳の利用啓発

【ドクターへリの運航の確保】

・ドクターへリの運航確保(再掲)

【道路施設の防災対策】

- ·緊急輸送道路の機能強化·老朽化対策(再掲)
- ・緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策(再掲)
- ·村管理農道·林道の機能保全·老朽化対策(再掲)

【要配慮者への支援等】

- ・要配慮者等への支援
- ・男女のニーズの違いに配慮した支援
- ・心のケア体制の確保
- ・児童生徒の心のサポート
- ・外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化(再掲)

【被災地における感染症対策】

- ・避難所における衛生環境の確保
- ・感染症への意識向上及び対応策の整備
- 予防接種の促進

ⅠⅠ 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下を防ぐため、庁舎等の耐震化・老朽化 対策や情報通信基盤の耐災害性の強化を推進するとともに、業務継続計画の策定や応援・受援体制 の構築を図る。

【対応方策一覧】

【災害対応庁舎等における機能の確保】

- ・公共建築物、インフラ施設の耐震化・老朽化対策(再掲)
- ·村庁舎、消防分署等の耐震化·老朽化対策(再掲)
- ・代替庁舎の確保
- ・行政施設の非常用電源の整備

【行政情報通信基盤の耐災害性の強化】

- ・県・村・防災関係機関における情報伝達(再掲)
- ・行政情報通信基盤の耐災害性の強化
- ・行政情報の災害対策

【行政機能の業務継続計画の策定】

・業務継続計画の策定

【災害対策本部機能の強化】

・災害対策本部機能の強化(再掲)

【受援・連携体制の構築】

- ・広域連携体制の構築
- ・災害応援の受入体制の構築(再掲)

【防災訓練の推進】

・総合防災訓練の実施(再掲)

12 経済活動の停滞による物流の停止

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞を防ぐため、企業等における業務継続体制を強化するとともに、物流機能の維持・確保等を図る。

【対応方策一覧】

【企業における業務継続体制の強化】

・企業の業務継続計画作成の促進

【農林水産物の移出・流通対策】

・農林水産物の移出・流通対策

【物流機能の維持・確保】

- ・災害発生時の物流機能の確保
- ・輸送ルートの代替性の確保

【被災企業の金融支援】

・被災企業への金融支援等

【道路施設の防災対策】

- ·緊急輸送道路の機能強化·老朽化対策(再掲)
- ・緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策(再掲)
- ・村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策(再掲)

【漁港の防災対策】

・漁港施設の耐震化・老朽化対策(再掲)

【リスクシナリオ】

13 基幹的交通ネットワーク(陸上・海上)の機能停止

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

基幹的交通ネットワークの機能停止を防ぐため、緊急輸送道路等の機能強化・老朽化対策や港湾・ 漁港施設の防災対策の強化を図る。

【対応方策一覧】

【道路施設の防災対策】

- ·緊急輸送道路の機能強化·老朽化対策(再掲)
- ・緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策(再掲)
- ·村管理農道·林道の機能保全·老朽化対策(再掲)
- ・幹線道路の整備(再掲)

【基幹的道路交通ネットワークの形成】

・基幹的道路交通ネットワークの形成

【公共建築物・防災施設等の耐震化・老朽化対策】

・漁港施設の耐震化・老朽化対策(再掲)

14 各種エネルギー供給機能の長期停止

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止を防ぐため、エネルギー供給事業者の災害対策を推進するとともに、再生可能エネルギーの導入促進等を図る。

【対応方策一覧】

【エネルギー供給体制の強化】

- ・エネルギー供給事業者の災害対策
- ・避難所等への燃料等供給の確保(再掲)
- ・企業の業務継続計画作成の促進(再掲)

【再生可能エネルギーの導入促進】

・再生可能エネルギーの導入

【道路施設の防災対策】

- ·緊急輸送道路の機能強化·老朽化対策(再掲)
- ・緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策(再掲)
- ·村管理農道·林道の機能保全·老朽化対策(再掲)

【リスクシナリオ】

15 水道施設等の長期間にわたる機能停止

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

水道施設の長期間にわたる機能停止を防ぐため、水道施設等の耐震化・老朽化対策や早期復旧の ための体制の整備を図る。

【対応方策一覧】

【水道施設の防災対策】

- ・水道施設の耐震化・老朽化対策(再掲)
- ・応急給水資機材の整備(再掲)
- ・水道事業者の業務継続計画の策定

【避難所等におけるトイレ機能の確保】

・避難所等におけるトイレ機能の確保

【合併処理浄化槽への転換の促進】

・合併処理浄化槽への転換の促進

16 二次災害の発生

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

防災施設等の損壊・機能不全による二次災害を防ぐため、防災施設等の老朽化対策の推進を図る。

【対応方策一覧】

【有害物質の流出・拡散防止対策】

- ・有害物質の流出・拡散防止対策
- ・公共用水域等への有害物質の流出・拡散防止対策
- ・有害な産業廃棄物の流出等防止対策

【有害物質流出時の処理体制の構築】

- ・有害物質流出時の処理体制の構築
- ・有害物質の大規模流出・拡散対応

【防疫対策】

・防疫対策の推進

【原子力災害の防災対策】

・原子力災害時の防災対策

【荒廃農地の発生防止・利用促進】

- ・農地利用の最適化支援
- ・農地の生産基盤の整備促進

【森林資源の適切な保全管理】

・森林の計画的な保全管理

【農山村地域における防災対策】

・農山村地域における防災対策(再掲)

17 復旧・復興が大幅に遅れる事態

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

大規模自然災害後に復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、災害廃棄物処理計画の策定を推進するとともに、災害廃棄物等の処理に関する連携体制の強化を図る。

【対応方策一覧】

【災害廃棄物の処理体制の構築】

- ・災害廃棄物処理計画の策定
- ・災害廃棄物等の処理に関する連携の強化

【防災ボランティア受入体制の構築】

- ・防災ボランティア受入体制の構築
- ・防災ボランティアの育成
- ・防災ボランティアコーディネーターの養成

【災害応援の受入体制の構築】

・災害応援の受入体制の構築(再掲)

【農林水産業の担い手育成・確保】

・農林水産業の担い手育成・確保(再掲)

【地域防災力の向上】

- ・自主防災組織の設立・活性化支援(再掲)
- ・消防力の強化(再掲)
- ・消防団の充実(再掲)

【応急仮設住宅の確保等】

・応急仮設住宅の迅速な供給

【地域コミュニティカの強化】

- ・地域コミュニティカの強化
- ・農山漁村の活性化
- ・地域コミュニティを牽引する人材の育成

【道路施設の防災対策】

- ·緊急輸送道路の機能強化·老朽化対策(再掲)
- ・緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策(再掲)
- ・村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策(再掲)

【基幹的道路交通ネットワークの形成】

・基幹的道路交通ネットワークの形成(再掲)

【代替交通・輸送手段の確保】

- ・代替交通手段の確保(再掲)
- ・代替輸送手段の確保(再掲)

【風評被害の発生防止】

・正確な情報発信による風評被害の防止

リスクシナリオ | 地震による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

現在の取組	再 掲	脆弱性評価
【住宅・学校等の耐震化・老朽化対策】		
〈住宅の耐震化〉		令和元年度時点の住宅の耐震化率は 36.5%で
住民に対し、木造住宅の耐震診断についての普		あり、依然、耐震化が行われていない住宅があるこ
及・啓発を行っている。		とから、耐震化を一層促進するため木造住宅の耐
併せて木造住宅の耐震改修に対する支援策を		震改修に対する支援が必要である。
検討する。		
〈大規模建築物の耐震化〉		令和元年度時点の大規模建築物等の耐震化率
不特定多数の者が利用する大規模建築物等の		は 83.3%であり、依然、耐震化が行われていない
地震に対する安全性の向上及び倒壊による避難		建築物があることから、耐震化を一層促進する必要
路(緊急輸送道路等)の閉塞などを防止するため、		がある。
県と連携を図りながら、耐震診断が義務化された		
民間所有の大規模建築物の耐震化の促進に取り		
組んでいる。		
〈公営住宅の耐震化・老朽化対策〉		平成 28 年度時点において、公営住宅の耐震化
公営住宅の地震に対する安全性を向上させるた		率は 66.7%となっていることから、計画的かつ率的
め、県及び村は、公営住宅の耐震化・老朽化対策		に建替え、改修及び除却による耐震化・老朽化対策
に取り組んでいる。		を推進する必要がある。
〈社会福祉施設等の耐震化対策等〉		耐震化が図られていない社会福祉施設等がある
災害発生時に避難することが困難な方が多く入		ことから、耐震化対策等を推進する必要がある。
所する施設等の安全・安心を確保するため、介護		
施設や障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等		
の社会福祉施設の耐震化対策等を推進している。		
〈公立学校施設等の耐震化・老朽化対策〉		公立学校施設の耐震化は令和2年度時点で
児童生徒の学習・生活の場であり、災害発生時		100%であり、計画的な老朽化対策等が必要であ
に避難場所等として役割を果たす公立学校施設及		る。
び公民館等の地震に対する安全性を向上させるた		
め、施設の耐震化・老朽化対策に取り組んでいる。		

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生を防ぐため、建築物等の耐震化 や老朽化対策を推進するとともに、住民の避難場所の確保や防災意識の醸成、救助活動を実施する消防力 の向上等を図る。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値)
	住宅の耐震化を一層促進するため、県と	県	住宅の耐震化率
	連携を図りながら、木造住宅の耐震診断・	村	36.5%(R1)→95.0%(R6)
	耐震改修に対する支援策を検討する。		
0	また、住民が耐震化に関する相談や情報		
	提供が受けられる体制を充実させるととも		
	に、住民の防災意識の醸成に繋がる取組		
	を推進する。		
	大規模建築物等の耐震化を一層促進す	県	特定建築物の耐震化率
	るため、県と連携を図りながら、国の交付金	村	83.3%(RI)→95.0%(R6)
	等を活用し、大規模建築物の耐震診断・耐		
0	震改修に対する補助を実施する。		
	また、建物所有者へ耐震診断・耐震改修		
	の必要性について普及・啓発を図る。		
	公営住宅の地震に対する安全性を一層	県	公営住宅長寿命化計画による建替プログラム
0	向上させるため、引き続き、国の交付金等	村	30 戸(H23~R2)
	を活用し、計画的かつ効率的に公営住宅		
	の耐震化・老朽化対策を推進する。		
	社会福祉施設等に係る耐震化率の向上	県	
	を図るため、引き続き、耐震改修や改築の	村	
0	実施を促進する。	社会福祉法人等	
	児童生徒・利用者の安全確保及び避難	県	風間浦村学校施設長寿命化計画
	場所としての防災機能の強化を図るため、	村	計画期間:R3~R42(5年ごとに更新)
0	引き続き、県と連携しながら、国の交付金等		
	を活用した耐震補強及び老朽改修などを		
	実施する。		

現在の取組	再掲	脆弱性評価
〈建築物等からの二次災害防止対策〉		円滑に建築物や宅地の危険度の判定活動を実
余震等による建築物の倒壊や、被災した宅地の		施するための具体的な判定実施マニュアルを更新
二次災害を防止するため、県が認定する震災建築		するとともに、引き続き、判定コーディネーターの育
物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の		成を図る必要がある。
養成に努めている。		
〈文化財の防災対策の推進〉		文化財パトロールの実施や文化財調査等により、
地震発生時の建物倒壊等により人的被害が発		文化財の保存状況を的確に把握の上、必要となる
生するおそれがある文化財(建造物等)と、所利用		耐震対策を推進していく必要がある。
者等の安全を確保するため、文化財の耐震対策等		
に関する周知等を行っている。		
【公共建築物・防災施設等の耐震化・老朽化対策】		
〈公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策〉		公共建築物やインフラ施設の老朽化が進んでい
村有の公共建築物やインフラ施設の効果的・効		ることから、長期的な視点をもって、更新・老朽化対
率的な維持管理と長寿命化を図るため、風間浦村		策等を計画的に行う必要がある。
公共施設等総合管理計画に基づき、施設の更新、		
老朽化対策等の取組を進めている。		
〈村庁舎、消防分署等の耐震化・老朽化対策〉		防災拠点となる村庁舎や消防分署等の公共施
災害発生時における防災拠点となる村庁舎・消		設は、建築から耐用年数を大幅に超える年数を経
防分署等の耐震化を進めている。		過していることから、引き続き、施設の耐震化を進め
		る必要がある。
〈漁港施設の耐震化・老朽化対策〉		漁港施設は、老朽化対策・機能強化対策が十分
漁港施設は、地域の水産業を支え、物流や地域		ではない漁港があることから、引き続き、老朽化対
集落の拠点としての重要な役割を担うことから、施		策・機能強化対策を行う必要がある。
設の長寿命化を図っている。		
【住宅地の防災対策】		
〈幹線道路の整備〉		住宅地において、災害発生時の避難路の確保や
住宅地における災害発生時の避難路の確保や		延焼防止のため、関係機関と連携を図りながら、国
延焼を防止するため、関係機関と連携して幹線道		の交付金等を活用し、幹線道路の整備を実施する。
路の整備を推進している。		

重点	対応方策	取組主体	重要業績評価指標(参考値)
項目	(今後必要となる取組・施策)	以租工 体	里女未視計 1拍徐(参う 恒)
	円滑に建築物や宅地の危険度の判定	県	
	活動を実施するため、県と連携して、引き続	村	
0	き、具体的な判定実施マニュアルを更新す		
	るとともに判定コーディネーターの育成に		
	努める。		
	国や県と連携し、パトロールの実施や調	国	
	査等により、文化財の管理状況の把握に	県	
	努め、耐震対策や防災設備などの整備を	村	
	支援する。		
	個別施設計画の策定を進めるとともに、	村	
	公共施設マネジメントの意識醸成と知識習		
0	得を図る。		
	引き続き、村庁舎・消防分署等の耐震	村	
	化・長寿命化を進めるとともに、村庁舎の	下北地域広域行	
0	災害対策本部機能を確保するため、定期	政事務組合	
	的な点検や適切な修繕等を実施する。		
	災害発生時の海路による輸送を確保す	県	・漁港施設の長寿命化計画策定
	るため、漁港施設の老朽化対策・機能強化	村	村管理 2 漁港
	を実施する。		策定率 100%
	住宅地において、災害発生時の避難路	国	
	の確保や延焼防止のため、関係機関と連	県	
	携しながら、国の交付金等を活用し、幹線	村	
	道路の整備を実施する。		

現在の取組	再掲	脆弱性評価
【道路施設の防災対策】	<u> </u>	
		緊急輸送道路である国道279号は、多くの脆弱
災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸		 性を抱えており災害発生時に使用できない可能性
送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的		 があることから、機能強化・老朽化対策を優先的に
に機能強化や老朽化対策を推進している。		推進する必要がある。
〈緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策〉		緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補
緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補		完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇
完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確		所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う
保するため、機能強化や老朽化対策を推進してい		必要がある。
ప .		
〈村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策〉		整備後、相当の年数を経過している農道・林道も
災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・		あることから、点検診断等を実施の上、計画的に老
林道の安全性等を確保するため、定期的な点検診		朽化対策を行う必要がある。
断等を実施している。		
【空き家対策】		
〈空き家対策〉		空き家の倒壊による避難路の閉塞や火災発生等
生活環境の保全を図るため、「風間浦村空き家		の防災・安全・環境等の面から危険な空き家等の解
等の適正管理に関する条例」を制定し、空家等に		消に向け、所有者等への適正な管理の促進や情報
係る対策の強化を推進している。		提供が必要である。
【防火対策·消防力強化】		
〈防火対策〉		火災件数及び火災による死者数を減少させるた
防災意識を啓発するため、消防分署において毎		め、防火意識の啓発及び住宅用火災警報器の普及
年春と秋に火災予防運動を実施している。		を図る必要がある。
また、住宅用火災警報器の設置を推進している。		

重点	対応方策	- 4- > 11	
項目	(今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値)
	災害に強い道路を整備し、大規模災害	国	·下北広域避難路計画
	 発生時の広域的な避難路や救援物資の	県	木野部工区事業着手(R2)
	 輸送路を確保するため、関係機関と連携を	 村	
	 図りながら、国の交付金等を活用し、機能		
	強化や老朽化対策を行う。		
	災害発生時に広域的な避難路や救援		
	物資の輸送路となるだけではなく、平時に		
0	おいても、広域交通拠点と連結し、地域間		
	連携の強化や緊急医療ネットワークの向上		
	のため、大間町からむつ市大畑地区まで		
	の国道 279 号のバイパス化の早期着工・		
	早期供用を国や県に要望するなど、緊急		
	輸送道路の機能強化に向けた取組を図っ		
	ていく。		
	緊急輸送道路を補完する道路の安全性	県	
	等を確保するため、関係機関と連携を図り	村	
0	ながら、道路整備や危険箇所対策、道路施		
	設の耐震化といった機能強化と老朽化対		
	策を実施する。		
	農道・林道について、必要な改良や老朽	村	
0	化対策等が実施されるよう、引き続き、定 		
	期的な点検を実施する。		
	危険な空き家等の解消のため、風間浦 トカウダサダシスナダウル ※ 2.44 / 2.75	村 	
	村空家等対策計画を策定し、総合的かつ		
0	計画的な対策に取り組むとともに、所有者		
	等への適正な管理の促進や情報提供及び		
	「風間浦村空き家バンク」の利活用を促進 する。		
	y °⊌°		
	防火意識の啓発及び住宅火災による被	下北地域広域行	
	防火息調の啓発及び任宅火災による被 害軽減を図るため、引き続き、火災予防運	下北地域仏域行 政事務組合	
0	古程城を図るため、引き続き、久及了防建 動を実施するほか、住宅用火災警報器の	以事物組合 村	
	勤と美心するはか、任七州人火言報品の 普及活動を実施する。	11	
	日 (人/口封) 6 天/地 9 る。		

	ı	
現在の取組	再掲	脆弱性評価
〈消防力の強化〉		大規模災害等に迅速かつ的確に対応するため、
消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備		引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発
指針」に基づき地域の実情を踏まえた消防体制の		生時に他消防との応援・受援及び関係機関との連
整備を進めている。また、各消防では対応できない		携等の対応が円滑に行われる必要がある。
大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との		
応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を		
越えた応援体制の整備に取り組んでいる。		
〈消防団の充実〉		消防団員は年々減少していることから、地域の消
村では、地域に密着し、災害時に重要な役割を		防力を確保するため、県と連携しながら、消防団員
果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防		の確保と装備の充実を図る必要がある。
団員の確保と装備の充実を図っている。		
また、消防団員の確保及び新入団員加入促進の		
ため、消防団協力事業所制度を導入し処遇改善を		
図っている。		
【避難場所の指定・確保】	<u>I</u>	
〈指定緊急避難場所及び指定避難所の指定〉		令和 3 年 月時点で 7 の指定緊急避難場所、
災害発生時における住民等の緊急的な避難場		13の指定避難所を指定しているが、大規模災害時
所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者の滞在		における住民や観光客の避難所を確保するため、
場所となる指定避難所の確保を図り、情報提供を		指定避難所等の指定を進めていく必要がある。
行っている。		
〈福祉避難所の指定・協定締結〉		災害発生時に福祉避難所を開設できるよう、福
一般の避難所では避難生活に支障が生じる方		祉避難所となり得る社会福祉施設等を運営する事
への支援として、事業者と協定を結び福祉避難所		業者等と協定を結び、社会福祉避難所を確保する
を確保するよう努める。		必要がある。
〈防災公共の推進〉		災害発生時に住民が適切な避難場所と避難経
災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な		路を認識し、速やかな避難を確実に行うためには、
避難場所と避難経路を確保するため、人命を守るこ		地域住民が参加する避難訓練などにより、避難経
とを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と		路・避難場所が有効に機能するかを検証していく
「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災		必要がある。
対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフトー		
体となった、青森県独自の取組である「防災公共」		
を県と連携しながら推進している。		
「防災公共推進計画」を県とともに策定し、避難		
訓練により避難経路・避難場所を把握している。		

重点	対応方策	取組主体	重要業績評価指標(参考値)
項目	(今後必要となる取組・施策)	以祖王 体	里女未模計 11111 信(多方恒)
	国の指針に基づく施設等の整備を進め	下北地域広域行	
	るとともに、災害発生時に他消防本部との	政事務組合	
	応援・受援及び関係機関との連携が円滑	村	
0	に行われるように、訓練を実施する。ほか、		
	近年発生した事案の教訓を踏まえた対応		
	を検討する。		
	引き続き、県と連携を図りながら、地域の	下北地域広域行	
	実情に応じて消防団員の確保と装備の充	政事務組合	
	実を進める。	村	
0			
	災害発生時における住民等の安全確保	村	指定緊急避難場所、指定避難所
	のため、引き続き、指定避難所等の指定を		7、I3 (R2)
0	進める。		
	災害発生時に円滑な福祉避難所の設	村	
0	置・運営が行われるよう事業者と協定を結		
	び、意見交換を図り、連絡体制の確立に取		
	り組む。		
	引き続き、県と連携しながら、「防災公共	県	
	推進計画」に位置づけられた危険箇所等	村 	
0	の防災対策を進めるとともに、地域の実情		
	に合ったより実践的な計画にするため、地		
	域住民が参加する避難訓練などにより、避		
	難経路・避難場所が有効に機能するかを		
	検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。		

現在の取組	再掲	脆弱性評価
〈福祉施設・学校施設等の安全対策〉		災害危険箇所等に立地している施設等につい
災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校		て、避難計画が策定されていない施設もあることか
等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定		ら、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画
めた避難計画の作成を促進している。		の作成を促進していく必要がある。
【避難行動支援】		
〈避難行動要支援者名簿の作成〉		迅速かつ的確な対応をするために、名簿を最新
災害発生時に自ら避難することが困難な方を円		にする必要がある。
滑に支援するため、風間浦村避難行動要支援者名		
簿を作成している。		
〈避難行動要援護者名簿の活用〉		個人情報の漏洩や第三者に伝わらぬよう関係者
災害発生時の避難支援等を実効性のあるものと		に対し、適切な取扱いを徹底するよう周知する必要
するため、警察、消防などの避難支援等関係者へ		がある。
同意者名簿の提供を行っている。		
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】		
〈自主防災組織の設立・活性化支援〉		自主防災組織の組織率は令和 3 年1月時点で
災害発生時において、自助・共助による救助・救		100%であるが、さらなる地域防災力向上のため、
急活動ができるよう自主防災組織を設立し、研修		研修や訓練を積極的に実施する必要がある。
等により自主防災組織の充実・強化を図っている。		
〈防災意識の啓発〉		災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓
災害への備えや避難意識の向上等、地域住民の		発について、より一層の取組を実施していく必要が
防災意識を高めるため、防災について講座や防災		ある。
訓練を通じて啓発を行っている。		
〈防災訓練の推進〉		様々な災害を想定した防災訓練を実施するととも
地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発		に、自主防災組織においても訓練を実施するよう支
生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよ		援を行う必要がある。
う、総合防災訓練等を実施している。		
また、地域コミュニティの再生と地域防災力の向		
上を図るため、各地区の自主防災組織が実施する		
避難訓練等の支援を行っている。		
〈防災教育の推進〉		防災教育は学校教育に限られたものではないた
安全教育の一環として様々な災害時における危		め、学校現場以外の、家庭、職場等での取組も推進
険について理解し、正しい備えと適切な行動をとれ		する必要がある。
るよう、各教科での安全に関する学習、学級活動及		
び学校行事等の教育活動全体を通じて防災教育		
の推進を図っている。		

重点	対応方策		
項目	(今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値)
	避難計画の作成を着実に進めるため、	県	
	庁内関係課や県と連携し、施設管理者の	村	
0	避難計画が具体的に進むよう指導・助言	民間事業者	
	する。		
	関係課と協力し、常に名簿情報を最新	村	
	にするよう情報収集を図る。		
0			
	個人情報漏洩等防止のため、保管方法	村	
0	や利用方法を厳正に行うよう、避難支援等		
	関係者へ助言・指導する。		
	自主防災組織の活動の活発化に向け、	県	自主防災組織率
0	引き続き、県と連携を図りながら、防災啓発	村	100% (R2)
	等の取組を実施し、平常時からの防災意		
	識の醸成に努める。		
	地域住民の防災意識を高めるため、引	県	
0	き続き、県と連携しながら、各種講演会や	村	
	出前講座等の場を活用して防災意識の啓		
	発を図る。		
	引き続き、近年の災害や地域特性に応じ	村	
	た防災訓練を実施するとともに、各自主防		
	災組織の避難訓練等の支援を行う。 		
0			
	当なおなにも147 Pt (((もなっても)) が	++	
	学校教育における防災教育のみならず、	村	
	平時から災害に備える意識が根付くよう、		
0	生涯学習という幅広い視点から防災教育 の推進を図る。		
	V/]世年と囚る。		

リスクシナリオ2 大規模津波による多数の死傷者・行方不明者の発生				
	再			
現在の取組	掲	│		
【警戒避難体制の整備】				
〈津波ハザードマップの作成〉		令和 3 年度作成予定の津波ハザードマップの周知		
津波発生時において住民等の迅速な避難を確		及び活用を図っていく必要がある。		
保し、被害を軽減するため、県が定めた津波浸水				
想定に基づく津波ハザードマップを令和 3 年度に				
作成予定である。				
〈漁船避難ルールづくりの促進〉		津波発生時に漁船で沖合避難する場合の可否等、		
津波被害から漁業者や漁船を守るため、漁業者		地域におけるルールづくりの取組を促進していく必要		
による自主的な漁船避難ルールづくりが促進され		がある。		
るよう、県と連携しながら、津波予測結果に基づく				
指導・助言等を行っている。				
【避難場所の指定・確保】				
〈指定緊急避難場所及び指定避難所の指定〉		令和 3 年1月時点で 7 の指定緊急避難場所、13		
災害発生時における住民等の緊急的な避難場		の指定避難所を指定しているが、大規模災害時にお		
所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者の滞	0	ける住民や観光客の避難所を確保するため、指定避		
在場所となる指定避難所の確保を図り、情報提供		難所等の指定を進めていく必要がある。		
を行っている。				
〈福祉避難所の指定・協定締結〉		災害発生時に福祉避難所を開設できるよう、福祉		
一般の避難所では避難生活に支障が生じる方		避難所となり得る社会福祉施設等を運営する事業者		
への支援として、事業者と協定を結び福祉避難所	0	等と協定を結び、社会福祉避難所を確保する必要が		
を確保するよう努める。		ある。		
〈防災公共の推進〉		災害発生時に住民が適切な避難場所と避難経路		
災害発生時において、集落や沿岸地域の安全		を認識し、速やかな避難を確実に行うためには、地域		
な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守		住民が参加する避難訓練などにより、避難経路・避難		
ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という		場所が有効に機能するかを検証していく必要がある。		
視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等				
の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・	0			
ソフト一体となった、青森県独自の取組である「防				
災公共」を県と連携しながら推進している。				

「防災公共推進計画」を県とともに策定し、避難

訓練により避難経路・避難場所を把握している。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】 大規模津波による多数の死傷者・行方不明者の発生を防ぐため、津波防災施設等の整備や老朽化対策を進 めるとともに、住民の避難場所の確保や津波ハザードマップ等の見直しにより避難体制の整備を図る。 重点 対応方策 取組主体 重要業績評価指標(参考值) 項目 (今後必要となる取組・施策) 作成された津波ハザードマップや作成 時の地震・津波被害想定結果を住民に周 村 0 知するとともに防災訓練等で活用する。 漁業者による自主的な漁船避難ルール づくりが進むよう、引き続き、津波予測結果 村 0 に基づく指導・助言等を実施する。 漁協 災害発生時における住民等の安全確保 村 指定緊急避難場所、指定避難所 のため、引き続き、指定避難所等の指定を 7、13(R2) 0 進める。 災害発生時に円滑な福祉避難所の設 村 置・運営が行われるよう事業者と協定を結 0 び、意見交換を図り、連絡体制の確立に取 り組む。 引き続き、県と連携しながら、「防災公共 推進計画」に位置づけられた危険箇所等 村 の防災対策を進めるとともに、地域の実情 に合ったより実践的な計画にするため、地 域住民が参加する避難訓練などにより、避 0 難経路・避難場所が有効に機能するかを 検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。

		T
現在の取組	再揭	脆弱性評価
〈福祉施設・学校施設等の安全対策〉		災害危険箇所等に立地している施設等について、
災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校		避難計画が策定されていない施設もあることから、
等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定	0	安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作
めた避難計画の作成を促進している。		成を促進していく必要がある。
【避難行動支援】		
〈避難行動要支援者名簿の作成〉		迅速かつ的確な対応をするために、名簿を最新に
災害発生時に自ら避難することが困難な方を円		する必要がある。
滑に支援するため、風間浦村避難行動要支援者名	0	
簿を作成している。		
		 個人情報の漏洩や第三者に伝わらぬよう関係者
災害発生時の避難支援等を実効性のあるものと		 に対し、適切な取扱いを徹底するよう周知する必要
するため、警察、消防などの避難支援等関係者へ	0	 がある。
同意者名簿の提供を行っている。		
【消防力強化】		
〈消防力の強化〉		大規模災害等に迅速かつ的確に対応するため、
消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備		 引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生
 指針」に基づき地域の実情を踏まえた消防体制の		 時に他消防との応援・受援及び関係機関との連携
│ │整備を進めている。また、各消防では対応できない	0	 等の対応が円滑に行われる必要がある。
大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との		
│ │ 応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県		
を越えた応援体制の整備に取り組んでいる。		
〈消防団の充実〉		消防団員は年々減少していることから、地域の消
村では、地域に密着し、災害時に重要な役割を		 防力を確保するため、県と連携しながら、消防団員の
果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消		 確保と装備の充実を図る必要がある。
 防団員の確保と装備の充実を図っている。	0	
また、消防団員の確保及び新入団員加入促進		
のため、消防団協力事業所制度を導入し処遇改善		
を図っている。		
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】		
〈自主防災組織の設立・活性化支援〉		自主防災組織の組織率は令和 3 年1月時点で
災害発生時において、自助・共助による救助・救		┃ ┃100%であるが、さらなる地域防災力向上のため、
急活動ができるよう自主防災組織を設立し、研修	0	 研修や訓練を積極的に実施する必要がある。
等により自主防災組織の充実・強化を図っている。		
〈防災意識の啓発〉		災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発
災害への備えや避難意識の向上等、地域住民		について、より一層の取組を実施していく必要があ
の防災意識を高めるため、防災について講座や防	0	ప .
災訓練を通じて啓発を行っている。		

重点	対応方策		
項目	(今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値)
	避難計画の作成を着実に進めるため、	県	
	庁内関係課や県と連携し、施設管理者の	村	
0	避難計画が具体的に進むよう指導・助言	· · ·	
	する。		
	関係課と協力し、常に名簿情報を最新	村	
	にするよう情報収集を図る。	11	
0	1000 / H T T T T T T T T T T T T T T T T T T		
	個人情報漏洩等防止のため、保管方法	村	
	や利用方法を厳正に行うよう、避難支援等		
0	関係者へ助言・指導する。		
	124K 1 - 22 1 11 1 7 0 0		
		<u> </u>	
	国の指針に基づく施設等の整備を進め		
	るとともに、災害発生時に他消防本部との	政事務組合	
	応援・受援及び関係機関との連携が円滑	村	
0	に行われるように、訓練を実施する。ほか、		
	近年発生した事案の教訓を踏まえた対応		
	を検討する。		
	引き続き、県と連携を図りながら、地域の	下北地域広域行	
	実情に応じて消防団員の確保と装備の充	政事務組合	
	実を進める。	村	
0			
	自主防災組織の活動の活発化に向け、	県	自主防災組織率
0	引き続き、県と連携を図りながら、防災啓	村	100% (R2)
	発等の取組を実施し、平常時からの防災		
	意識の醸成に努める。		
	地域住民の防災意識を高めるため、引	県	
	き続き、県と連携しながら、各種講演会や	村	
0	出前講座等の場を活用して防災意識の啓		
	発を図る。		

現在の取組	再掲	脆弱性評価
〈防災訓練の推進〉		様々な災害を想定した防災訓練を実施するととも
地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発		に、自主防災組織においても訓練を実施するよう支
生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよ		援を行う必要がある。
う、総合防災訓練等を実施している。	0	
また、地域コミュニティの再生と地域防災力の向		
上を図るため、各地区の自主防災組織が実施する		
避難訓練等の支援を行っている。		
〈防災教育の推進〉		防災教育は学校教育に限られたものではないた
安全教育の一環として様々な災害時における危		め、学校現場以外の、家庭、職場等での取組も推進
険について理解し、正しい備えと適切な行動をとれ		する必要がある。
るよう、各教科での安全に関する学習、学級活動及	0	
び学校行事等の教育活動全体を通じて防災教育		
の推進を図っている。		

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値)
· ()	引き続き、近年の災害や地域特性に応じた防災訓練を実施するとともに、各自主防 災組織の避難訓練等の支援を行う。	村	
0	学校教育における防災教育のみならず、 平時から災害に備える意識が根付くよう、 生涯学習という幅広い視点から防災教育 の推進を図る。	村	

リスクシナリオ3 異常気象による広域的かつ長期的な住宅地の浸水や河川の大規模氾濫

現在の取組	再掲	脆弱性評価
【河川改修等の治水対策】		
〈河川改修等の治水対策〉		氾濫から浸水被害を防ぐため、河川改修等の而
洪水災害に対する安全性の向上を図るため、河川		悪を推進する必要がある。
改修等の整備を推進する。		
【警戒避難体制の整備】	l .	
〈避難勧告等発令体制の整備〉		避難勧告等を発令するタイミングを的確に判め
洪水発生に際し、周辺地域住民が迅速な避難を		する必要があることから、雨量、水位等に関するや
行えるよう、雨量、水位等風水害に関する情報を収集		報を収集する体制を平時から構築していく必要な
する体制の構築に努めている。		ある。
〈避難勧告等の発令基準の作成〉		国のガイドラインの改定等があった場合は、道
村から住民等へ避難勧告等を迅速・的確に伝達		宜、避難勧告等の発令基準を見直していく必要な
するため、国の「避難勧告等に関するガイドライン」に		ある。
基づき、災害種別ごと(水害、土砂災害、津波)の避		
難勧告等発令基準を策定している。		
〈住民等への情報伝達手段の多様化〉		避難勧告等を迅速・確実に住民等に伝達するだ
住民等へ避難勧告等を迅速・的確に伝達するた		め、様々な伝達手段を組み合わせていく必要がる
め、全国瞬時警報システム(Jアラート)、災害情報共		る。
有システム(Lアラート)、防災行政無線、ホームペー		
ジ、SNS、緊急速報メール等、多様な伝達手段の確		
保に努めている。		
〈県・村・防災関係機関における情報伝達〉		県、村、防災関係機関の間の通信を確保し、災害
災害発生時に一般通信の混線に影響されない独		発生時の情報伝達を確実に実施するためには、言
自の通信ネットワークとして、県、村、防災関係機関の		備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防ジ
間の通信を行う「青森県防災情報ネットワーク(地上		情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がる
系・衛星系)」を県が整備し、関係機関との情報通信		る。
に活用している。		また、防災情報ネットワークが利用できない場合
また、大規模災害発生時に防災情報ネットワーク		の非常手段として、警察や電力事業者等が保有で
が利用できない場合に備え、警察や電力事業者等		る独自の通信網を活用した非常通信の体制強化
が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制		を図る必要がある。
を構築している。		

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】 広域的かつ長期的な住宅地等の浸水や河川の大規模氾濫による被害の発生を防ぐため、河川施設の防災 対策を進めるとともに、住民の避難場所の確保や警戒・避難体制の整備を図る。 重点 対応方策 取組主体 重要業績評価指標(参考值) 項目 (今後必要となる取組・施策) 洪水災害に対する安全性の向上を図る ため、計画的かつ効率的に河川改修等を 0 村 推進する。 水災害に備え、円滑に避難勧告等を発 県 令できるよう、県や気象台等と平時から連 村 0 携する体制を構築する。 国のガイドラインの改定等があった場合 県 は、避難勧告等の発令基準の見直しを行 村 0 う。 情報伝達手段の多様化を促進し平時か 県 ら訓練や整備に努める。 村 また、災害時のLアラートの運用を確実 0 にするため、県と連携して定期的に訓練等 を実施する。 災害発生時の防災情報システムの運用 を万全にするため、定期的に保守管理を行 村 うとともに、県、村、防災関係機関による情 報伝達訓練を計画的に実施する。 0

現在の取組	再 掲	脆弱性評価		
【避難場所の指定・確保】	恒			
〈指定緊急避難場所及び指定避難所の指定〉		令和3年1月時点で7の指定緊急避難場所、I3		
災害発生時における住民等の緊急的な避難場所		の指定避難所を指定しているが、大規模災害時にお		
となる指定緊急避難場所と、住民・被災者の滞在場	0	ける住民や観光客の避難所を確保するため、指定避		
所となる指定避難所の確保を図り、情報提供を行っ		難所等の指定を進めていく必要がある。		
ている。		7117 (7311		
(福祉避難所の指定・協定締結)		災害発生時に福祉避難所を開設できるよう、福祉		
一般の避難所では避難生活に支障が生じる方へ		避難所となり得る社会福祉施設等を運営する事業		
の支援として、事業者と協定を結び福祉避難所を確	0	者等と協定を結び、社会福祉避難所を確保する必		
保するよう努める。		要がある。		
〈防災公共の推進〉		受がある。 災害発生時に住民が適切な避難場所と避難経路		
災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な		を認識し、速やかな避難を確実に行うためには、地		
避難場所と避難経路を確保するため、人命を守るこ		域住民が参加する避難訓練などにより、避難経路・		
とを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と		選難場所が有効に機能するかを検証していく必要		
「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対		がある。		
策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体と	0			
なった、青森県独自の取組である「防災公共」を県				
と連携しながら推進している。				
「防災公共推進計画」を県とともに策定し、避難				
訓練により避難経路・避難場所を把握している。				
〈福祉施設・学校施設等の安全対策〉		災害危険箇所等に立地している施設等について、		
〜 〜 〜 〜 〜 〜 〜 〜 〜 〜 〜 〜 〜 〜 〜 〜 〜 〜 〜		炎舌厄突面が手に立地している施設寺にプロストートートートートートートートートートートートートートートートートートートー		
	0	安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作		
等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定 めた避難計画の作成を促進している。		女主な避無場所や避無程路を足のた避無計画のFF 成を促進していく必要がある。		
る)た避難計画の作成を促進している。 【避難行動支援】		M.c.		
	<u> </u>	************************************		
〈避難行動要支援者名簿の作成〉 		迅速かつ的確な対応をするために、名簿を最新に		
災害発生時に自ら避難することが困難な方を円	0	する必要がある。 		
滑に支援するため、風間浦村避難行動要支援者名				
簿を作成している。				
〈避難行動要援護者名簿の活用〉		個人情報の漏洩や第三者に伝わらぬよう関係者		
災害発生時の避難支援等を実効性のあるものと	0	に対し、適切な取扱いを徹底するよう周知する必要 		
するため、警察、消防などの避難支援等関係者へ同		がある。		
意者名簿の提供を行っている。				

重点	対応方策	T-/n > /-	子开业(d) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A
項目	(今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値)
	災害発生時における住民等の安全確保	村	指定緊急避難場所、指定避難所
	のため、引き続き、指定避難所等の指定を		7、I3(R2)
0	進める。		
	災害発生時に円滑な福祉避難所の設	村	
0	置・運営が行われるよう事業者と協定を結		
	び、意見交換を図り、連絡体制の確立に取		
	り組む。		
	引き続き、県と連携しながら、「防災公共	県	
	推進計画」に位置づけられた危険箇所等	村	
	の防災対策を進めるとともに、地域の実情		
	に合ったより実践的な計画にするため、地		
0	域住民が参加する避難訓練などにより、避		
	難経路・避難場所が有効に機能するかを		
	検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。		
	避難計画の作成を着実に進めるため、	県	
0	庁内関係課や県と連携し、施設管理者の	村	
	避難計画が具体的に進むよう指導・助言	民間事業者	
	する。		
	関係課と協力し、常に名簿情報を最新	村	
0	にするよう情報収集を図る。		
	個人情報漏洩等防止のため、保管方法	村	
0	や利用方法を厳正に行うよう、避難支援等		
	関係者へ助言・指導する。		

現在の取組	 再 掲	脆弱性評価
【消防力強化】		
〈消防力の強化〉 消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に基づき地域の実情を踏まえた消防体制の整備を進めている。また、各消防では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制の整備に取り組んでいる。 〈消防団の充実〉 村では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。 また、消防団員の確保及び新入団員加入促進のため、消防団協力事業所制度を導入し処遇改善を	0	大規模災害等に迅速かつ的確に対応するため、 引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発 生時に他消防との応援・受援及び関係機関との連 携等の対応が円滑に行われる必要がある。 消防団員は年々減少していることから、地域の 消防力を確保するため、県と連携しながら、消防団 員の確保と装備の充実を図る必要がある。
図っている。 【防災意識の啓発・地域防災力の向上】		
く自主防災組織の設立・活性化支援〉 災害発生時において、自助・共助による救助・救 急活動ができるよう自主防災組織を設立し、研修等 により自主防災組織の充実・強化を図っている。 〈防災意識の啓発〉 災害への備えや避難意識の向上等、地域住民の 防災意識を高めるため、防災について講座や防災 訓練を通じて啓発を行っている。 〈防災訓練の推進〉 地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生 時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、 総合防災訓練等を実施している。 また、地域コミュニティの再生と地域防災力の向 上を図るため、各地区の自主防災組織が実施する 避難訓練等の支援を行っている。	0	自主防災組織の組織率は令和 3 年 1 月時点で 100%であるが、さらなる地域防災力向上のため、 研修や訓練を積極的に実施する必要がある。 災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取組を実施していく必要がある。 様々な災害を想定した防災訓練を実施するとともに、自主防災組織においても訓練を実施するよう支援を行う必要がある。
(防災教育の推進) 安全教育の一環として様々な災害時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動をとれるよう、各教科での安全に関する学習、学級活動及び学校行事等の教育活動全体を通じて防災教育の推進を図っている。	0	防災教育は学校教育に限られたものではないため、学校現場以外の、家庭、職場等での取組も推進する必要がある。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値)
- 70	(7後次女とする状性・池水)		
0	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との 応援・受援及び関係機関との連携が円滑 に行われるように、訓練を実施する。ほか、 近年発生した事案の教訓を踏まえた対応 を検討する。	下北地域広域行政事務組合村	
0	引き続き、県と連携を図りながら、地域の 実情に応じて消防団員の確保と装備の充 実を進める。	下北地域広域行政事務組合村	
0	自主防災組織の活動の活発化に向け、 引き続き、県と連携を図りながら、防災啓発 等の取組を実施し、平常時からの防災意 識の醸成に努める。	県村	自主防災組織率 I 00% (R2)
0	地域住民の防災意識を高めるため、引き続き、県と連携しながら、各種講演会や 出前講座等の場を活用して防災意識の啓 発を図る。	県 村	
0	引き続き、近年の災害や地域特性に応じた防災訓練を実施するとともに、各自主防 災組織の避難訓練等の支援を行う。	村	
0	学校教育における防災教育のみならず、 平時から災害に備える意識が根付くよう、 生涯学習という幅広い視点から防災教育 の推進を図る。	村	

現在の取組	再掲	脆弱性評価
〈水防災意識社会再構築ビジョンの取組〉		目滝川、易国間川において、「水防災意識社会再
目滝川、易国間川において、堤防の決壊や越水		構築ビジョン」の取組により、減災対策協議会を設
等による大規模な被害に備え、従来のハード対策に		立し、氾濫被害の最小化を目指す対策を進めてい
加え、避難行動や水防活動等のソフト対策を一体		ることから、この取組を国・県とともに継続的に実施
的・計画的に取り組むため、河川管理者である国・		していく必要がある。
県と、流域沿川市町村・関係機関が連携して「減災		
対策協議会」を設立し、対策を推進している。		

重点	対応方策	取組主体	重要業績評価指標(参考値)
項目	(今後必要となる取組・施策)		
	堤防の決壊や越水等に伴う大規模な被	国	
	害に備え、「水防災意識社会再構築ビジョ	県	
	ン」に基づくハード・ソフト対策を国・県と連	村	
0	携して推進する。		

リスクシナリオ4	大規模な土砂災害による死傷者の発生

		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【警戒避難体制の整備(土砂災害)】		
〈土砂災害ハザードマップの作成・公表〉		災害発生時に警戒避難につながる態勢を構築
土砂災害警戒区域周辺の住民の円滑な警戒避難を		するため、警戒区域や避難場所等を周知する必要
確保するため、村において土砂災害ハザードマップ		がある。
を作成・公表している。		
〈避難勧告等発令及び自主避難のための情報提供〉		避難勧告等を発令するタイミングや住民の自主
土砂災害に関して、避難勧告等を発令できるよう、		避難のための土砂災害警戒情報等を収集し、。周
また、住民が自主避難できるよう、土砂災害警戒情		知する必要がある。
報等の情報を住民へ伝達している。		
【農山村地域における防災対策】		
〈農山村地域における防災対策〉		治山施設や地すべり防止施設等については、定
農山村地域における土砂崩れ・土石流・地すべり		期的に点検診断を実施し、長寿命化計画の策定
から地域住民の人命や財産、農地等を守るため治		を進めるとともに、引き続き必要に応じて整備を進
山施設や地すべり防止施設等を整備している。		める必要がある。
		洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村
		の有する多面的機能を維持・発揮するため、地域
		や施設の状況を踏まえ、農地や農業水利施設等
		の生産基盤整備を着実に推進する必要がある。
【避難場所の指定・確保】		
〈指定緊急避難場所及び指定避難所の指定〉		令和 3 年1月時点で 7 の指定緊急避難場所、
災害発生時における住民等の緊急的な避難場所		13 の指定避難所を指定しているが、大規模災害
となる指定緊急避難場所と、住民・被災者の滞在場	0	時における住民や観光客の避難所を確保するた
所となる指定避難所の確保を図り、情報提供を行っ		め、指定避難所等の指定を進めていく必要があ
ている。		る。
〈福祉避難所の指定・協定締結〉		災害発生時に福祉避難所を開設できるよう、福
一般の避難所では避難生活に支障が生じる方へ	0	祉避難所となり得る社会福祉施設等を運営する
の支援として、事業者と協定を結び福祉避難所を確		事業者等と協定を結び、社会福祉避難所を確保
保するよう努める。		する必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】 土砂災害による多数の死傷者の発生及び村土の脆弱性が高まる事態を防ぐため、警戒・避難体制の整備や 住民の防災意識の醸成、土砂災害対策施設の整備や老朽化対策の推進等を図る。 重点 対応方策 取組主体 重要業績評価指標(参考值) 項目 (今後必要となる取組・施策) 土砂災害ハザードマップの修正を行うと ともに、警戒区域や避難場所等の周知を 村 0 促進する。 避難勧告等を発令するタイミングや住民 村 の自主避難のため、県や関係機関と平時 から連携し、土砂災害警戒情報の迅速な 0 収集及び住民への周知のための体制を整 える。 荒廃地(荒廃するおそれのある場所を含 県 む)の早期復旧のため、治山施設等を整備 村 するとともに、現在の施設の状況を踏まえ、 必要に応じて老朽化対策を実施する。 0 災害発生時における住民等の安全確保 村 指定緊急避難場所、指定避難所 7、I3(R2) のため、引き続き、指定避難所等の指定を 0 進める。 災害発生時に円滑な福祉避難所の設 村 置・運営が行われるよう事業者と協定を結 0 び、意見交換を図り、連絡体制の確立に取 り組む。

	再			
現在の取組		脆弱性評価		
	掲			
〈防災公共の推進〉		災害発生時に住民が適切な避難場所と避難経		
災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な		路を認識し、速やかな避難を確実に行うためには、		
避難場所と避難経路を確保するため、人命を守るこ		地域住民が参加する避難訓練などにより、避難経		
とを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と		路・避難場所が有効に機能するかを検証していく		
「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災	0	必要がある。		
対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフトー				
体となった、青森県独自の取組である「防災公共」				
を県と連携しながら推進している。				
「防災公共推進計画」を県とともに策定し、避難				
訓練により避難経路・避難場所を把握している。				
〈福祉施設・学校施設等の安全対策〉		災害危険箇所等に立地している施設等につい		
災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校		て、避難計画が策定されていない施設もあることか		
等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定	0	ら、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画		
めた避難計画の作成を促進している。		の作成を促進していく必要がある。		
【避難行動支援】				
〈避難行動要支援者名簿の作成〉		迅速かつ的確な対応をするために、名簿を最新		
災害発生時に自ら避難することが困難な方を円		にする必要がある。		
滑に支援するため、風間浦村避難行動要支援者名	0			
簿を作成している。				
〈避難行動要援護者名簿の活用〉		個人情報の漏洩や第三者に伝わらぬよう関係者		
災害発生時の避難支援等を実効性のあるものと		に対し、適切な取扱いを徹底するよう周知する必要		
するため、警察、消防などの避難支援等関係者へ同	0	がある。		
意者名簿の提供を行っている。				
【消防力強化】				
〈消防力の強化〉		大規模災害等に迅速かつ的確に対応するため、		
消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備		引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発		
指針」に基づき地域の実情を踏まえた消防体制の		生時に他消防との応援・受援及び関係機関との連		
整備を進めている。また、各消防では対応できない	0	携等の対応が円滑に行われる必要がある。		
大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との				
応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を				
越えた応援体制の整備に取り組んでいる。				

重点	対応方策	丽如之 4	去 邢 华 (李)
項目	(今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値)
	引き続き、県と連携しながら、「防災公共	県	
	推進計画」に位置づけられた危険箇所等	村	
	の防災対策を進めるとともに、地域の実情		
	に合ったより実践的な計画にするため、地		
	域住民が参加する避難訓練などにより、避		
0	難経路・避難場所が有効に機能するかを		
	検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。		
	避難計画の作成を着実に進めるため、	県	
0	庁内関係課や県と連携し、施設管理者の	村	
	避難計画が具体的に進むよう指導・助言	民間事業者	
	する。		
	関係課と協力し、常に名簿情報を最新	村	
0	にするよう情報収集を図る。		
	個人情報漏洩等防止のため、保管方法	村	
0	や利用方法を厳正に行うよう、避難支援等		
	関係者へ助言・指導する。		
	国の指針に基づく施設等の整備を進め	下北地域広域行	
	るとともに、災害発生時に他消防本部との	政事務組合	
	応援・受援及び関係機関との連携が円滑	村	
0	に行われるように、訓練を実施する。ほか、		
	近年発生した事案の教訓を踏まえた対応		
	を検討する。		

現在の取組	再掲	脆弱性評価
〈消防団の充実〉		消防団員は年々減少していることから、地域の消
村では、地域に密着し、災害時に重要な役割を		防力を確保するため、県と連携しながら、消防団員の
果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消		確保と装備の充実を図る必要がある。
防団員の確保と装備の充実を図っている。	0	
また、消防団員の確保及び新入団員加入促進		
のため、消防団協力事業所制度を導入し処遇改		
善を図っている。		
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】		
〈自主防災組織の設立・活性化支援〉		自主防災組織の組織率は令和 3 年 月時点で
災害発生時において、自助・共助による救助・救		100%であるが、さらなる地域防災力向上のため、
急活動ができるよう自主防災組織を設立し、研修	0	研修や訓練を積極的に実施する必要がある。
等により自主防災組織の充実・強化を図っている。		
〈防災訓練の推進〉		様々な災害を想定した防災訓練を実施するととも
地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発		に、自主防災組織においても訓練を実施するよう支
生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよ		援を行う必要がある。
う、総合防災訓練等を実施している。	0	
また、地域コミュニティの再生と地域防災力の向		
上を図るため、各地区の自主防災組織が実施する		
避難訓練等の支援を行っている。		
〈防災教育の推進〉		防災教育は学校教育に限られたものではないた
安全教育の一環として様々な災害時における危		め、学校現場以外の、家庭、職場等での取組も推進
険について理解し、正しい備えと適切な行動をと	0	する必要がある。
れるよう、各教科での安全に関する学習、学級活		
動及び学校行事等の教育活動全体を通じて防災		
教育の推進を図っている。		

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値)
0	引き続き、県と連携を図りながら、地域の 実情に応じて消防団員の確保と装備の充 実を進める。	下北地域広域行政事務組合 村	
0	自主防災組織の活動の活発化に向け、 引き続き、県と連携を図りながら、防災啓発 等の取組を実施し、平常時からの防災意 識の醸成に努める。 引き続き、近年の災害や地域特性に応じ た防災訓練を実施するとともに、各自主防 災組織の避難訓練等の支援を行う。	県 村	自主防災組織率 IOO%(R2)
0	学校教育における防災教育のみならず、 平時から災害に備える意識が根付くよう、 生涯学習という幅広い視点から防災教育 の推進を図る。	村	

リスクシナリオ5 暴風雪や豪雪による死傷者の発生

再	脆弱性評価
掲	
	近年の局地的な豪雪・暴風雪による交通障害等に
	対応する必要があることから、関係機関との連携強化
	や相互支援体制を構築する必要がある。
	風間浦村地域防災計画に基づき道路交通の確保
	を関係機関で十分に確認し、調整を行う必要がある。
	災害発生時等に道路が通行困難となった場合に円
	滑に代替交通手段が確保されるよう、引き続き、関係
	事業者と情報共有を図る必要がある。
	災害発生時には、通信環境が確保できない地域の
	発生が予想されることから、通信事業者との連携体制
	の構築について推進する必要がある。
	雪下ろし事故の防止や落屑・雪崩等といった災害
	対応等、複合的な災害への備えの必要性についても
	周知する必要がある。
	再掲

	【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】						
	 暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生を防ぐため、安全な道路交通の確保						
	や除排雪体制の強化を図るとともに、代替交通手段の確保や防災意識の啓発等を図る。						
重点	対応方策	T-40 > 1-					
項目	(今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値)				
	近年の局地的な豪雪・暴風雪による交	国					
	通障害等に対応するため、関係機関との	県					
0	連携強化や相互支援体制等の構築に取り	村					
	組む。						
	関係機関と災害対策基本法に基づく道	県					
	路区間指定を行うための手順や車両の移	村					
0	動方法に関する知識を習得するため、訓練						
	の実施や運用方針の検討を行う。						
	災害発生時等に道路が通行困難となっ	県					
	た場合に円滑に代替交通手段が確保され	村					
0	るよう、引き続き、関係事業者と一層の情	関係事業者					
	報共有を図る。						
	災害発生時における情報通信利用環境	村					
	の確保に向け、関係機関との連携を図る。	民間事業者					
0							
	雪下ろし事故防止に取り組むほか、複合	県					
0	的な災害への備えの必要性なども周知し、	村					
	防災意識の向上を図る。						

現在の取組	再掲	脆弱性評価
【道路施設の防災対策】		
〈緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策〉		緊急輸送道路である国道279号は、多くの脆弱性
災害発生時の広域的な避難路や救援物資の		を抱えており災害発生時に使用できない可能性があ
輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優		ることから、機能強化・老朽化対策を優先的に推進す
先的に機能強化や老朽化対策を推進している。		る必要がある。
	0	
〈緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策〉		緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完
緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを		する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が
補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等	0	残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要が
を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進		ある。
している。		

重点	対応方策	取組主体	重要業績評価指標(参考値)
項目	(今後必要となる取組・施策)	以加工 件	主女术傾所 脚沿尔(参行 吧)
	災害に強い道路を整備し、大規模災害	国	·下北広域避難路計画
	発生時の広域的な避難路や救援物資の	県	木野部工区事業着手(R2)
	輸送路を確保するため、関係機関と連携を	村	
	図りながら、国の交付金等を活用し、機能		
	強化や老朽化対策を行う。		
	災害発生時に広域的な避難路や救援		
0	物資の輸送路となるだけではなく、平時に		
	おいても、広域交通拠点と連結し、地域間		
	連携の強化や緊急医療ネットワークの向上		
	のため、大間町からむつ市大畑地区まで		
	の国道 279 号のバイパス化の早期着工・		
	早期供用を国や県に要望するなど、緊急		
	輸送道路の機能強化に向けた取組を図っ		
	ていく。		
	緊急輸送道路を補完する道路の安全性	県	
	等を確保するため、関係機関と連携を図り	村	
0	ながら、道路整備や危険箇所対策、道路施		
	設の耐震化といった機能強化と老朽化対		
	策を実施する。		

リスクシナリオ6 情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生

再 現在の取組 脆弱性評価 掲 【行政情報連絡体制の強化】 〈県・村・防災関係機関における情報伝達〉 県、村、防災関係機関の間の通信を確保し、災害 災害発生時に一般通信の混線に影響されない独 発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設 自の通信ネットワークとして、県、村、防災関係機関の 備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情 間の通信を行う「青森県防災情報ネットワーク(地上 報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。 系・衛星系)」を県が整備し、関係機関との情報通信 また、防災情報ネットワークが利用できない場合 0 に活用している。 の非常手段として、警察や電力事業者等が保有す また、大規模災害発生時に防災情報ネットワーク る独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を が利用できない場合に備え、警察や電力事業者等 図る必要がある。 が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制 を構築している。 【住民等への情報伝達の強化】 〈住民等への情報伝達手段の多様化〉 避難勧告等を迅速・確実に住民等に伝達するた 住民等へ避難勧告等を迅速・的確に伝達するた め、様々な伝達手段を組み合わせていく必要があ め、全国瞬時警報システム(Jアラート)、災害情報共 る。 \bigcirc 有システム(Lアラート)、防災行政無線、ホームペー ジ、SNS、緊急速報メール等、多様な伝達手段の確 保に努めている。 〈情報通信利用環境の強化〉 災害発生時には、通信環境が確保できない地域 災害発生時における情報通信利用環境として、村 の発生が予想されることから、通信事業者との連携 が管理する観光施設等においてWi-Fiサービスを提 体制の構築について推進する必要がある。 供している。 〈障がい者等に対する避難情報伝達〉 障がい者等の要援護者は、障がいの程度により 災害発生時における障がい者等の安全な避難を 外部からの情報を得られにくいため、避難情報が障 がい者等に確実に伝わるよう伝達手段を準備する 確保するため、障がい者へ災害発生情報や避難情 報等を迅速に伝達するための体制を整備する。 ほか、地域の自主防災組織などが要援護者の自宅 を訪問するなどして、避難行動を直接支援する必要 がある。

58

外国人観光客等が自力で情報収集・避難できる

ようにするため、外国人観光客向けの外国語による

情報発信を充実する必要がある。

〈外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化〉

外国語による情報発信、案内表記の多言語化・記号

化等、災害発生時に自力で情報収集・避難ができる

体制整備を検討している。

外国人観光客等に対する防災情報提供のため、

1	The second terms of the se	r = 100 TF				
	【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
	情報伝達の不備等に起因した避難行動の遅れによる多数の死傷者の発生を防ぐため、行政機関における情報ははない。					
	報連絡体制や住民等への情報提供体制を強化するとともに、防災意識の醸成や防災教育の推進を図る。 					
重点	対応方策	取組主体	取組主体	取組主体	取組主体	重要業績評価指標(参考値)
項目	(今後必要となる取組・施策)					
	災害発生時の防災情報システムの運用	県				
	を万全にするため、定期的に保守管理を行	村				
	うとともに、県、村、防災関係機関による情					
	報伝達訓練を計画的に実施する。					
0						
O						
	情報伝達手段の多様化を促進し平時か	県				
	ら訓練や整備に努める。	村				
	また、災害時のLアラートの運用を確実					
0	にするため、県と連携して定期的に訓練等					
	を実施する。					
	災害発生時における情報通信利用環境	村				
0	の確保に向け、関係機関との連携を図る。	民間事業者				
O						
	障がい者等の障がい特性要援護者に	村				
	対する避難行動の直接支援が機能するよ					
	うに、引き続き、障がい者の意思疎通を支					
0	援する手話通訳者や要約筆記者等の人材					
	を養成するほか、村及び関係団体が主催					
	するイベント等を通じて、住民に対して障が					
	い特性に関する普及啓発を行う。					
	外国人観光客が安心して本村を旅行	県				
	できるよう、多言語化による防災じょうほう	村				
0	の発信に努めるほか、更なる Wi-Fi 環境の					
	改善を図る。					

現在の取組	再掲	脆弱性評価
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】	1-9	
〈防災意識の啓発〉 災害への備えや避難意識の向上等、地域住民の		災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発 について、より一層の取組を実施していく必要があ
防災意識を高めるため、防災について講座や防災	0	3.
訓練を通じて啓発を行っている。 〈防災情報の入手に関する普及啓発〉 災害発生時において、住民等が確実に防災情報		災害に伴う大規模停電発生時等においても、住民 等が確実に防災情報を入手できるよう、普及啓発を
を入手できるよう、ホームページや防災訓練を通じて 普及啓発を行っている。		実施していく必要がある。
【防災教育の推進・学校防災体制の確立】		
		叶巛サムナヴやサムに限られますのプロナンンナ
〈防災教育の推進〉 安全教育の一環として様々な災害時における危		防災教育は学校教育に限られたものではないた め、学校現場以外の、家庭、職場等での取組も推進
険について理解し、正しい備えと適切な行動をとれ	0	する必要がある。
るよう、各教科での安全に関する学習、学級活動及		
び学校行事等の教育活動全体を通じて防災教育の 推進を図っている。		
〈学校防災体制の確立〉		た機管理マニュアルについては、社会環境の変化 (大会環境の変化) おおばま (大会療) かまま (大会療) かままま (大会療) かまま (大会療) かままま (大会療) かまま (大会療) かまま (大会療) かまま (大会療) (大会養) (大会療) (大会療) (大会療) (大会療) (大会療) (大会療) (大会療) (
学校における防災体制の整備等を図るため、各学		など各学校や地域の実情を踏まえ、必要な見直しを
校において危機管理マニュアルを作成し、避難訓練		図っていく必要がある。
等を実施している。		

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値)
	地域住民の防災意識を高めるため、引	県	
0	き続き、県と連携しながら、各種講演会や	村	
	出前講座等の場を活用して防災意識の啓		
	発を図る。		
	停電発生時のラジオの活用をはじめ、	県	
	様々なICT機器を活用した防災情報の入	村	
0	手の方法や充電対策等について、ホームペ		
	ージや防災訓練、研修会等を通じて普及		
	啓発を行う。		
	学校教育における防災教育のみならず、	村	
	平時から災害に備える意識が根付くよう、		
	生涯学習という幅広い視点から防災教育		
	の推進を図る。		
	学校において、災害発生時に円滑かつ	村	○学校危機管理マニュアルの作成
	効果的な災害対策活動が行われるよう、		各学校で作成済(現状)→随時見直し
	引き続き、危機管理マニュアルの検証や見		○避難訓練の実施
	直しを推進する。		2回/年(現状)→継続

リスクシナリオ7 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の停止

	 再	
現在の取組	掲	脆弱性評価
【支援物資等の供給体制の確保】		
〈非常用物資の備蓄〉		引き続き、住民等に家庭内備蓄について普及啓
災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保する		発活動を実施する。
ため、県及び村では、住民が各家庭や職場で、平		また、民間事業者等と、災害発生時における支援
時から3日分の食料を備蓄するよう啓発している。		物資の供給に関する協定を締結し、備蓄の確保を
また、民間事業者等と、災害発生時における食		図る必要がある。
料、飲料水、日用品等の物資供給に関する協定締		
結を推進している。		
〈災害発生時の物流インフラの確保〉		大規模災害発生時に、輸送経路等の寸断などに
災害発生時における避難所への救援物資等の		より物流機能の低下が懸念されることから、災害に
円滑な輸送を確保するため、災害発生時に利用す		強い物流インフラを確保する必要がある。
る輸送経路等について、県と連携しながら、道路、		
港湾等の物流インフラの強化策を検討している。		
〈避難所等への燃料等供給の確保〉		災害発生時において、避難所等への応急対策用
災害発生時に燃料等を確保するため、業務継続		燃料等を安定的に確保するため、供給先の情報更
が求められる避難所等重要施設、緊急車両につい		新、連携体制の維持が必要である。
て県との情報共有を行うとともに、毎年度、当該情		
報を更新している。		
〈災害応援の受入体制の構築〉		災害発生時に迅速かつ円滑に他自治体からの
災害発生時に迅速かつ円滑に応援を受け入れ		応援を受け入れることができるよう、個々の相互応
ることができるよう、各村町村、各消防本部で相互		援協定について、連絡・要請等の手順や手続等を
応援協定を締結しており、応援機関の活動拠点の		訓練により定期的に確認するとともに、応援職員の
整備を図り、受入体制の構築を図っている。		受入を円滑に実施するため、受援体制を強化する
		必要がある。
〈救援物資等の受援体制の構築〉		協定等に基づく救援物資、国からの支援物資、
災害発生時、他自治体等からの物資供給等の		企業等からの義援物資等について、具体的な受け
支援を迅速かつ円滑に遂行するため、災害発生時		入れの運用等が定まっていないため、これらを具体
の物資供給等に係る協定を締結している。		 化する必要がある。

	【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】			
	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の停止を防ぐため、支援物資等の供給体制の確保や水			
	道施設・物流関連施設の防災対策の推進等を図る。			
重点	対応方策	取組主体	重要業績評価指標(参考値)	
項目	(今後必要となる取組・施策)	双租土 平	里女未模計 個拍徐(多方 但)	
	引き続き、県と連携を図りながら、住民に	県		
	対して食料を備蓄するよう啓発するととも	村		
	に、食料調達に関する協定の締結を推進	民間事業者		
	する。			
0	また、住民の食料備蓄を基本としつつ			
	も、これを一層促進する取組や、住民の備			
	蓄を補完する県及び村の備蓄目標、役割			
	分担等、これからの県全体としての災害備			
	蓄の在り方について検討し、推進する。			
	災害発生時に救援物資等の円滑な輸	県		
	送を確保するため、県が進めている防災物	村		
0	流インフラ強化計画の策定に協力するとと	民間事業者		
	もに、計画策定後は、本計画に基づき県と			
	連携しながら危険箇所対策を進めていく。			
	災害発生時において、協定に基づき円	村		
	滑に燃料が供給されるよう、引き続き、連絡	民間事業者		
0	体制に係る情報更新等を行う。			
	引き続き、個々の相互応援協定について、	村		
	連絡・要請等の実施手順や手続等を定期			
	的に確認し、訓練・研修等により実効性を			
0	高めていくとともに、他自治体の応援職員			
	を円滑に受け入れるため、あらかじめ、応			
	援職員が実施する対象業務や応援職員の			
	調整を実施する受援組織等を検討し、受			
	援体制の強化を図る。			
	物資等の受援を円滑に実施するため、	村口間土地土		
0	物資等の受入調整機能等について検討の	民間事業者		
	上、受援体制の構築を推進する。			

現在の取組	再掲	脆弱性評価
〈要配慮者(難病疾患等)への医療的支援〉		災害発生時の停電に備えて、引き続き、在宅で人
在宅で人工呼吸器等を使用している難病患者や		工呼吸器等を使用している患者には停電後も継続
小児慢性特定疾病患者等が、災害発生時も継続		して人工呼吸器等を使用できる環境の整備を図る
治療ができるようにするため、患者の把握に努める		必要がある。
とともに、患者・家族に対し、停電時における予備電		また、透析患者については、透析治療が維持でき
源の確保や停電が長期にわたる場合の対応方法		るよう受入可能な医療機関に関する情報を提供す
等を確認し、必要な助言を行っている。		る体制を構築しておく必要がある。
〈災害用医薬品等の確保〉		災害発生時に医薬品等の円滑な供給をできるよ
災害発生時に医薬品等の円滑な供給を確保す		う、関係機関との協力の締結に努め、関係機関と連
るため、必要事項を地域防災計画で定めている。		携していく必要がある。
【水道施設の防災対策】		
〈水道施設の耐震化・老朽化対策〉		人口減少を踏まえた計画の策定や、アセットマネ
災害時の給水機能を確保するため、水道施設や		ジメント(資産管理)を活用し、施策を推進する必要
管路の耐震化及び老朽化対策を計画的に進めて		がある。
いる。		
〈応急給水資機材の整備〉		断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲
断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲		料水を確保するため、応急資機材の整備を図って
料水を確保できるよう、応急給水のための体制を整		いく必要がある。
えるとともに、応急資機材の整備を図っている。		
〈水道施設の応急対策〉		災害時に水道施設が損壊した場合、速やかに給
災害発生時に水道施設が損壊した場合、速やか		水を再開するため、修繕資機材の整備を図る必要
に給水が可能となるよう、応急復旧のための体制を		がある。
整えるとともに、修繕資機材の整備を図っている。		

重点	対応方策	职细子仕	壬西米建河(1714年/47年)
項目	(今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値)
	在宅で人工呼吸器等を使用している患	一部事務組合下	
	者・家族に対し、停電時における予備電源の	北医療センター	
	確保や停電が長期にわたる場合の対応方	村	
0	法等の確認及び必要な助言を継続する。	民間事業者	
	透析患者については、受入可能な医療機		
	関に関する情報を提供するための体制構築		
	を図る。		
	災害発生時に、必要事項を定めた計画に	一部事務組合下	
0	基づき医薬品等の円滑な供給を確保し、防	北医療センター	
	災訓練等の実施により関係機関等と連携を	村	
	強化していく。		
	災害時の給水機能の確保に向けて、基幹	村	浄水施設の耐震化率
	管路や水道施設の耐震化や老朽化対策を		41.7%(H27)→61.8%(R03)
0	進め、水道事業の広域化や広域連携による		配水池の耐震化率
	経営の効率化等を推進する。		29.4%(H27)→35.5%(R03)
			基幹管路の耐震化率
			30.0%(H27) →36.0%(R03)
	断水発生時に被災者が必要とする最小限	村	
0	の飲料水を確保するため、引き続き、必要に		
	応じ、応急給水体制の見直し及び応急資機		
	材の更新を図る。		
	災害時に水道施設が損壊しても速やかに	村	
0	給水を再開するため、引き続き、必要に応じ、		
	応急復旧体制の見直し及び修繕資機材の		
	更新を図る。		

現在の取組	再掲	脆弱性評価
【道路施設の防災対策】		
〈緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策〉 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸 送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的 に機能強化や老朽化対策を推進している。	0	緊急輸送道路である国道279号は、多くの脆弱性を抱えており災害発生時に使用できない可能性があることから、機能強化・老朽化対策を優先的に推進する必要がある。
〈緊急輸送道路以外の道路の機能強化·老朽化対策〉 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補 完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確 保するため、機能強化や老朽化対策を推進してい る。	0	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補 完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇 所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う 必要がある。
〈村管理農道·林道の機能保全·老朽化対策〉 災害発生時の避難路·代替輸送路となる農道・ 林道の安全性等を確保するため、定期的な点検診 断等を実施している。	0	整備後、相当の年数を経過している農道・林道も あることから、点検診断等を実施の上、計画的に老 朽化対策を行う必要がある。
【漁港の防災対策】		
〈漁港施設の耐震化·老朽化対策〉 漁港施設は、地域の水産業を支え、物流や地域 集落の拠点としての重要な役割を担うことから、施 設の長寿命化を図っている。	0	漁港施設は、老朽化対策・機能強化対策が十分 ではない漁港があることから、引き続き、老朽化対 策・機能強化対策を行う必要がある。
【食料生産体制の強化】		
〈食料生産体制の強化〉 本村の山海の幸を生かした「名物応援むらづくり プロジェクト」を展開し、藻場再生活動や養殖・販 売活動の支援、農作物被害の低減等に努めてい る。		災害発生時においても農林水産物が安定供給 できるよう、平時から、生産基盤や生産体制の強化 を図るとともに、農林水産事業者との連携強化を図 る必要がある。

重点	対応方策		
項目	(今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値)
		<u>I</u>	
	災害に強い道路を整備し、大規模災害	国	·下北高域避難路計画
	 発生時の広域的な避難路や救援物資の	県	木野部工区事業着手(R2)
	 輸送路を確保するため、関係機関と連携を	 村	
	 図りながら、国の交付金等を活用し、機能		
	 強化や老朽化対策を行う。		
	災害発生時に広域的な避難路や救援		
	物資の輸送路となるだけではなく、平時に		
0	おいても、広域交通拠点と連結し、地域間		
	連携の強化や緊急医療ネットワークの向上		
	のため、大間町からむつ市大畑地区まで		
	の国道 279 号のバイパス化の早期着工・		
	早期供用を国や県に要望するなど、緊急		
	輸送道路の機能強化に向けた取組を図っ		
	ていく。		
	緊急輸送道路を補完する道路の安全性	県	
	等を確保するため、関係機関と連携を図り	村	
0	ながら、道路整備や危険箇所対策、道路施		
	設の耐震化といった機能強化と老朽化対		
	策を実施する。		
	農道・林道について、必要な改良や老朽	村	
0	化対策等が実施されるよう、引き続き、定		
	期的な点検を実施する。		
		_	
	災害発生時の海路による輸送を確保す	県	・漁港施設の長寿命化計画策定
0	るため、漁港施設の老朽化対策・機能強化	村 	村管理 2 漁港
	を実施する。		策定率 I 00%
	農林水産業の成長産業化に向けて、引	村	藻場再生活動によるウニ駆除回数
		111	深場再生活動によるソー総除四数 15回(H30)→21回(R6)
	林水産業をより一層推進する。		養殖事業を手掛ける漁家数
0	百四年末 C 5 / 1月1年代 7 80		後心事業と子詞りる点次数 4人(H30)→7人(R6)
			農作物被害額
			6 万円台(H30)→3 万円台(R6)
			0 3110 (100) 10 3110 (10)

現在の取組	再掲	脆弱性評価
〈農林水産業の担い手育成・確保〉		当村の安全・安心な農林水産物を安定的に供給
当村の農林水産業を将来にわたって維持・発展		するためには後継者や新規就業者の確保が必要
させるため、農林水産業の担い手育成・確保に取り		であるが、現状では減少傾向にあることから、後継
組んでいる。		者の育成及び新規就業者の掘り起こしが必要であ
		る。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組·施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値)
	当村の農林水産業を維持・発展させ、安	県	青空教室の開催
	定して供給するため、担い手の育成・確保	村	I回(H30)→2回(R6)
0	に取り組む。		新規林業従事者
			0人(H30)→3人(R6)

リスクシナリオ8 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

現在の取組	再掲	脆弱性評価
【集落の孤立防止対策】		
〈集落の孤立防止対策〉 県と一体となって取り組んでいる「防災公共」の 一環として、地震・大雨により孤立するおそれがある 集落の把握や、そこに通じる道路・橋梁等の通行確 保対策等に取り組んでいる。 【孤立集落発生時の支援体制の構築】 〈孤立集落発生時の支援体制の確保〉 孤立集落が発生した場合は、食料や資機材等の 物資輸送等の支援が必要となるため、村町村間の		引き続き、孤立するおそれがある集落の把握や、 そこに通じる道路、橋梁等の通行確保対策等に取り 組んでいく必要がある。 多数の孤立集落が同時に発生した場合でも対応 が可能となるよう、関係機関による支援体制を確保 する必要がある。
広域連携の観点から、他自治体との連携体制の構築を進めている。		
【代替輸送手段の確保】		上担共《中吐にむいて 吐し菘光の心井を仰け
〈代替輸送手段の確保〉 海に面している地域特性を生かし、災害発生時における海路による輸送を確保するため、及び災害 発生時における漁港を利用した輸送確保も視野に 入れ、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を行っている。		大規模災害時において、陸上輸送の代替手段は海上輸送となることから、湾港機能の防災機能強化が必要である。また、港湾物流機能を早期に回復するための行動計画であるBCP(業務継続計画)が未策定であるため、策定する必要がある。
【ドクターへリの運航の確保】		
〈ドクターヘリの運航確保〉 ドクターヘリの離着陸場を設置し、県のドクター ヘリの運航を確保している。		災害発生時の運用については、県の判断・指示が必要であるため、県及び消防機関、その他関係機関との連携強化を図る必要がある。
【情報通信の確保】		
〈情報通信利用環境の強化〉 災害発生時における情報通信利用環境として、 村が管理する観光施設等においてWi-Fiサービス を提供している。	0	災害発生時には、通信環境が確保できない地域 の発生が予想されることから、通信事業者との連携 体制の構築について推進する必要がある。

	【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】				
	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生を防ぐため、孤立するおそれのある集落への支援体制の構築				
	や、情報通信利用環境の強化、緊急輸送道路等の機能強化・老朽化対策を図る。				
重点	対応方策	野如之人	千		
項目	(今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値)		
	災害発生時の集落の孤立防止に向け	県			
	て、県と連携を図りながら、引き続き、孤立	村			
0	のおそれがある集落や、道路・橋梁等の通				
	行確保対策が講じられていない箇所を把				
	握の上、必要な対策を実施する。				
	県及び下北圏域の町村や防災関係機	県			
	関と連携し、孤立集落発生時に支援する内	村			
0	容について検討する。				
	災害発生時の海路による輸送確保に向	県	・漁港施設の長寿命化計画策定		
	けて、引き続き、港湾施設の防災機能の強	村	村管理 2 漁港		
0	化を図るとともに、BCP(業務継続計画)を		策定率 100%		
	策定する。				
	漁港施設においては、老朽化対策・機能				
	強化対策を実施する。				
	引き続き、県及び消防機関、その他関係	県			
	機関との連携強化を図る。	一部事務組合下			
0		北医療センター			
		下北地域広域行			
		政事務組合			
		村			
	災害発生時における情報通信利用環境	村			
0	の確保に向け、関係機関との連携を図る。	民間事業者			

現在の取組	再掲	脆弱性評価
【道路施設の防災対策】		
〈緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策〉		緊急輸送道路である国道279号は、多くの脆弱
災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸		性を抱えており災害発生時に使用できない可能性
送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的		があることから、機能強化・老朽化対策を優先的に
に機能強化や老朽化対策を推進している。		推進する必要がある。
	0	
〈緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策〉		緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補
緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補		完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇
完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確	0	所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う
保するため、機能強化や老朽化対策を推進してい		必要がある。
る。		
〈村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策〉		整備後、相当の年数を経過している農道・林道も
災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・	0	あることから、点検診断等を実施の上、計画的に老
林道の安全性等を確保するため、定期的な点検診		朽化対策を行う必要がある。
断等を実施している。		

重点	対応方策	取組主体	重要業績評価指標(参考値)
項目	(今後必要となる取組・施策)	双租土体	里女未模計伽拍信(多有個)
	災害に強い道路を整備し、大規模災害	国	·下北高域避難路計画
	発生時の広域的な避難路や救援物資の	県	木野部工区事業着手(R2)
	輸送路を確保するため、関係機関と連携を	村	
	図りながら、国の交付金等を活用し、機能		
	強化や老朽化対策を行う。		
	災害発生時に広域的な避難路や救援		
	物資の輸送路となるだけではなく、平時に		
	おいても、広域交通拠点と連結し、地域間		
	連携の強化や緊急医療ネットワークの向上		
	のため、大間町からむつ市大畑地区まで		
	の国道 279 号のバイパス化の早期着工・		
	早期供用を国や県に要望するなど、緊急		
	輸送道路の機能強化に向けた取組を図っ		
	ていく。		
	緊急輸送道路を補完する道路の安全性	県	
	等を確保するため、関係機関と連携を図り	村	
0	ながら、道路整備や危険箇所対策、道路施		
	設の耐震化といった機能強化と老朽化対		
	策を実施する。		
	農道・林道について、必要な改良や老朽	村	
0	化対策等が実施されるよう、引き続き、定		
	期的な点検を実施する。		

リスクシナリオ9 自衛隊、警察、消防、海保等の救助・救急活動等が実施できない事態

現在の取組	再掲	脆弱性評価
【防災関連施設の耐震化・老朽化対策】		
〈村庁舎、消防分署等の耐震化・老朽化対策〉 災害発生時における防災拠点となる村庁舎・消防 分署等の耐震化を進めている。	0	防災拠点となる村庁舎や消防分署等の公共施設は、建築から耐用年数を大幅に超える年数を経過していることから、引き続き、施設の耐震化を進める必要がある。
【災害対策本部機能の強化】		
〈災害対策本部機能の強化〉 大規模災害発生時において応急措置を円滑かつ 的確に講じるために設置する風間浦村災害対策本部 について、県や防災関係機関等と連携・協力体制を 構築している。 また、災害対策本部の効率的な運用を図るため、 定期的に図上訓練を実施している。		災害対策本部は、災害が発生した場合における 初動時の迅速な情報収集・集約、意思決定、関係 機関との連絡調整など、応急対策に係る重要な役 割を果たすことから、その体制や統制機能等につい て検証し、災害対策本部機能の強化・充実を図る 必要がある。
【関係機関の連携強化・防災訓練の推進】	<u> </u>	
〈災害発生時の緊急消防援助隊の連携強化〉 災害発生時に県内の消防力では対処できない場 合に消防庁を通して出動される緊急消防援助隊を円 滑に受け入れるため、青森県緊急消防援助隊受援計 画に基づいた、当地域の実情を踏まえた受援計画の 策定を進めている。		これまでに緊急消防援助隊の受入れを行ったことがないため、北海道東北ブロック合同訓練に参加すること等により、災害発生時における対応の実効性を高める必要がある。
〈防災航空隊への航空支援〉 大規模災害発生時、緊急消防援助隊航空部隊等 の応援を受ける場合、航空部隊が円滑に活動できる よう、青森県防災航空隊経験者を航空支援員として 派遣することとしている。		これまで航空支援員を派遣するような事態が発生していないことから、災害時における対応の実効性を高める必要がある。
〈医療従事者確保に係る連携体制〉 災害発生時の保健医療活動を総合調整する県と 連携する必要があるため、県主催の災害時の保健医 療提供体制に係る会議や図上訓練などに参加してい る。		災害発生時の保健医療活動を総合調整する県 との連携を強化していく必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

自衛隊、警察、消防、海保等が有する救助・救急活動等の能力を十分に発揮できない状況や、被災等により活動できない事態を防ぐため、防災関連施設の耐震化・老朽化対策の推進、防災関係機関や地域住民の参加を含めた総合防災訓練の実施、救助・救出体制の強化や災害応援の受入態勢を構築するほか、地域防災向上、自主防災組織の設立・活性化支援や地域防災リーダーの育成を図る。

重点	対応方策	T=40 > 11	五 			
項目	(今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値)			
0	引き続き、村庁舎・消防分署等の耐震 化・長寿命化を進めるとともに、村庁舎の 災害対策本部機能を確保するため、定期 的な点検や適切な修繕等を実施する。 災害対策本部機能の充実・強化を図る ため、引き続き、定期的に訓練を実施し、本 部の体制・配置等について検証の上、適宜 見直しを行う。	村工地域広域行政事務組合				
0	災害発生時に緊急消防援助隊の受入れ を円滑に行うため、緊急消防援助隊の受入 に向けた受援計画を策定し、北海道東北ブ ロック訓練に参加すること等により、災害発 生時における対応の実効性を高める。	県 下北地域広域行 政事務組合 村				
0	大規模災害時に航空隊が円滑に活動で きるよう、航空支援員の活動も想定した訓 練を実施し、災害時における対応力を高め る。	県 下北地域広域行 政事務組合 村				
0	災害発生時に医療提供体制を確保する ため、県が実施する会議や図上訓練への 参加等により、県や関係機関との連携体制 を強化する。	県 一部事務組合下 北医療センター 村				

現在の取組	再掲	脆弱性評価
〈総合防災訓練の実施〉		他県における近年の災害発生状況等を踏まえ
大規模災害発生時の応急体制の充実を図るため、		るとともに、複数の自然災害が同時又は連続して
消防・警察・自衛隊等の防災関係機関や地域住民参		発生する複合災害も視野に入れ、応急体制の貝
加のもと、総合防災訓練を実施している。		なる充実に向け、訓練内容の見直し等を図ってい
		く必要がある。
【救急・救助活動等の体制強化】		
		災害発生時の救急体制のさらなる充実を図る
災害発生時における救命率の向上を図るため、定		 ため、救急救命士の新規育成を継続するとともに
期的に実施されているメディカルコントロール協議会		│ │救急救命士の資質向上のため、救急救命士の拝
や各種講習会を活用し、救急救命士及び救急隊員に		 教育を進める必要がある。
対する指示・指導・助言体制の充実を図っている。		また、救急救命士以外の消防職員が災害発生
また、救急救命士の新規育成を継続するとともに、		 時に救急活動等に係る技能を発揮できるよう、糸
救急救命士再教育要領に基づき、救急救命士の再		 続的かつ効果的な教育訓練を実施する必要がる
教育を実施している。		ప 。
救急救命士以外の消防職員に対しても、救急に係		
る専門的知識・技能を習得させ、災害発生時に適切		
な救急活動を実施できるよう各所属の業務の中で教		
育訓練を実施している。		
〈消防力の強化〉		大規模災害等に迅速かつ的確に対応する7
消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指		め、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、タ
針」に基づき地域の実情を踏まえた消防体制の整備		害発生時に他消防との応援・受援及び関係機関
を進めている。また、各消防では対応できない大規模	0	との連携等の対応が円滑に行われる必要がある
災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定		
や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援		
体制の整備に取り組んでいる。		
〈消防団の充実〉		消防団員は年々減少していることから、地域の
村では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果		 消防力を確保するため、県と連携しながら、消
たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団		団員の確保と装備の充実を図る必要がある。
員の確保と装備の充実を図っている。	0	
また、消防団員の確保及び新入団員加入促進のた		
め、消防団協力事業所制度を導入し処遇改善を図っ		
ている。		

重点	対応方策	- 4- > 11	
項目	(今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値)
	大規模災害発生時の応急体制の更なる	国	
	充実を図るため、地域特性に応じ発生可	県	
	能性が高い複合災害も想定し、防災関係	村	
0	機関の連携強化に向け、消防・警察・自衛	下北地域広域行	
	隊等の関係機関の参加を得て、より実効性	政事務組合	
	の高い総合防災訓練を実施していく。		
	災害発生時の救急体制のさらなる充実	下北地域広域行	
	を図るため、引き続き、救急救命士の新規	政事務組合	
	育成、指導救命士による救急救命士の教	村	
	育を含めた救急救命士に対する再教育を		
	進めていく。		
	また、救急救命士以外の消防職員に対		
0	しても、災害発生時に救急活動等に係る技		
	能を発揮できるよう、引き続き、実効性が高		
	く効果的な教育訓練を実施する。		
	国の指針に基づく施設等の整備を進め	下北地域広域行	
	るとともに、災害発生時に他消防本部との	政事務組合	
	応援・受援及び関係機関との連携が円滑	村	
0	に行われるように、訓練を実施する。ほか、		
	近年発生した事案の教訓を踏まえた対応		
	を検討する。		
	引き続き、県と連携を図りながら、地域の	下北地域広域行	
	実情に応じて消防団員の確保と装備の充	政事務組合	
	実を進める。	村	
0			

現在の取組	再掲	脆弱性評価
【支援物資等の供給体制の確保】		
〈災害応援の受入体制の構築〉 災害発生時に迅速かつ円滑に応援を受け入れることができるよう、各村町村、各消防本部で相互応援協定を締結しており、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入体制の構築を図っている。	0	災害発生時に迅速かつ円滑に他自治体からの 応援を受け入れることができるよう、個々の相互応 援協定について、連絡・要請等の手順や手続等を 訓練により定期的に確認するとともに、応援職員 の受入を円滑に実施するため、受援体制を強化す る必要がある。
〈救援物資等の受援体制の構築〉 災害発生時、他自治体等からの物資供給等の支援を迅速かつ円滑に遂行するため、災害発生時の物 資供給等に係る協定を締結している。	0	協定等に基づく救援物資、国からの支援物資、 企業等からの義援物資等について、具体的な受け 入れの運用等が定まっていないため、これらを具 体化する必要がある。
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】		
〈自主防災組織の設立・活性化支援〉 災害発生時において、自助・共助による救助・救急 活動ができるよう自主防災組織を設立し、研修等に より自主防災組織の充実・強化を図っている。	0	自主防災組織の組織率は令和3年1月時点で 100%であるが、さらなる地域防災力向上のため、研修や訓練を積極的に実施する必要がある。
〈防災意識の啓発〉 災害への備えや避難意識の向上等、地域住民の 防災意識を高めるため、防災について講座や防災訓 練を通じて啓発を行っている。	0	災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓 発について、より一層の取組を実施していく必要 がある。
〈防災訓練の推進〉 地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生 時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、 総合防災訓練等を実施している。 また、地域コミュニティの再生と地域防災力の向上 を図るため、各地区の自主防災組織が実施する避難 訓練等の支援を行っている。 〈地域防災リーダーの育成〉 災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・	0	様々な災害を想定した防災訓練を実施するとともに、自主防災組織においても訓練を実施するよう支援を行う必要がある。 地域防災力を高めるためには、地域防災の中心となる人材の育成が重要であることから、各地
救急活動ができるよう、地域防災のリーダーとなる人 材が必要なため、研修会の周知等を行っている。		域の自主防災組織や町内会、防災知識・技能を 有する防災士等との連携を進め、地域防災リーダ ーとなる人材の育成を行う必要がある。

重点	対応方策	取 組主体	重要業績評価指標(参考値)
項目	(今後必要となる取組・施策)		
	引き続き、個々の相互応援協定について、	村	
	連絡・要請等の実施手順や手続等を定期		
	的に確認し、訓練・研修等により実効性を高		
0	めていくとともに、他自治体の応援職員を円		
	滑に受け入れるため、あらかじめ、応援職員		
	が実施する対象業務や応援職員の調整を		
	実施する受援組織等を検討し、受援体制の		
	強化を図る。		
	物資等の受援を円滑に実施するため、物	村	
0	資等の受入調整機能等について検討の上、	民間事業者	
	受援体制の構築を推進する。		
	自主防災組織の活動の活発化に向け、	県	自主防災組織率
	引き続き、県と連携を図りながら、防災啓発	村	100% (R2)
0	等の取組を実施し、平常時からの防災意識		
	の醸成に努める。		
	地域住民の防災意識を高めるため、引き	県	
0	続き、県と連携しながら、各種講演会や出前	村	
	講座等の場を活用して防災意識の啓発を		
	図る。		
	引き続き、近年の災害や地域特性に応じ	村	
	た防災訓練を実施するとともに、各自主防		
	災組織の避難訓練等の支援を行う。		
0			
	地域防災リーダーの人材育成のため、各	村	
	地域の自主防災組織や町内会が防災地		
0	域・技能を有する防災士等との連携を図り		
	ながら、リーダー研修会や防災啓発研修会		
	等の取組を実施する。		

リスクシナリオ I O 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の途絶、医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

	1	
現在の取組	再	 脆弱性評価
	掲	
【緊急車両・災害拠点病院に対する燃料の確保】		
〈緊急車両等への燃料供給の確保〉		災害発生時において、緊急車両等への燃料の優
災害発生時において、緊急車両や災害対応に		先供給を確保するため関係事業者との連携体制を
従事する車両等への燃料を確保するため、関係事		維持する必要がある。
業者と石油燃料の優先供給に係る協定の締結を		
進めている。		
〈医療施設の燃料等確保〉		村内の取扱業者が災害時に必要量を確保できな
村内の医療の拠点である風間浦診療所でも燃		い場合、協定による優先供給が受けられない可能性
料が不足した場合に、燃料を提供できるように、災		もあることから、村外業者等からの調達等も視野に
害時に村と関係事業者と石油燃料の優先に係る		入れておく必要がある。
協定を締結し、村が優先供給を受け、診療所と連		
携する。		
【福祉施設等の耐震化】		
〈社会福祉施設等の耐震化対策等〉		耐震化が図られていない社会福祉施設等がある
災害発生時に避難することが困難な方が多く		ことから、耐震化対策等を推進する必要がある。
入所する施設等の安全・安心を確保するため、介		
護施設や障害福祉サービス事業所、児童福祉施	0	
設等の社会福祉施設の耐震化対策等を推進して		
いる。		
【災害発生時における医療提供体制の構築】		
〈災害時医療の連携体制〉		関係機関からの支援及び派遣要請に対して人員
災害発生時において、適切な医療行為を確保		不足が想定されるため、人員不足を想定したマニュ
するため、災害対応マニュアルの整備を行う。		アルの策定が必要である。
また、災害発生時の救護班の編成及び救護所		また、災害発生時には、人員が不足する場合が想
の設置等を地域防災計画で定めている。		定されるため、関係機関と連携していく必要がある。
〈医療従事者確保に係る連携体制〉		災害発生時の保健医療活動を総合調整する県と
災害発生時の保健医療活動を総合調整する県		の連携を強化していく必要がある。
と連携する必要があるため、県主催の災害時の保		
健医療提供体制に係る会議や図上訓練などに参	0	
加している。		
0		

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の途絶を防ぐため、救急車両・病院等に対する燃料供給の確保、輸送路等の機能強化・老朽化対策を図る。また、医療施設及び関係者の絶対的不足等による医療機能の麻痺を防ぐため、医療施設や社会福祉設当の耐震化を推進するとともに、医療提供体制の構築や要配慮者への支援体制の強化を図る。

重点	対応方策	取組主体	重要業績評価指標(参考値)
項目	(今後必要となる取組・施策)		
	災害発生時において、緊急車両等への	村	
	燃料の優先供給を確保できるよう、協定を		
0	締結し連絡体制に係る情報更新等を行う。		
	停電時でも医療行為が行えるよう、引き	一部事務組合下	
	続き、非常用電源装置の設置や燃料の備	北医療センター	
0	蓄等、電源や燃料を確保するとともに、村外	村	
	業者からの燃料の調達等も視野に入れて		
	取組を推進する。		
	社会福祉施設等に係る耐震化率の向上	県	
	を図るため、引き続き、耐震改修や改築の	村	
0	実施を促進する。	社会福祉法人等	
		I	
	関係機関からの支援及び派遣要請等の	一部事務組合下	
	内容を検討し、マニュアルの策定を進める。 	北医療センター	
0	また、大規模災害発生時に人員が不足	村	
	した場合に備え、防災訓練の実施などによ		
	り、関係機関との連携体制を強化する。		
	災害発生時に医療提供体制を確保する	県	
	ため、県が実施する会議や図上訓練への	一部事務組合下	
0	参加等により、県や関係機関との連携体制	北医療センター	
	を強化する。	村	

現在の取組 〈お薬手帳の利用啓発〉 災害発生時においても、持病を抱える被災者が 必要な投薬を受けられるよう「お薬手帳」の普及啓 発を行っている。 【ドクターへリの運航の確保】 〈ドクターへリの運航確保〉	再揭	脆弱性評価 持病者に「お薬手帳」を作成・携行するよう啓発する必要がある。 災害発生時の運用については、県の判断・指示
ドクターへリの離着陸場を設置し、県のドクター へりの運航を確保している。	0	が必要であるため、県及び消防機関、その他関係機関との連携強化を図る必要がある。
【道路施設の防災対策】 〈緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策〉 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的 に機能強化や老朽化対策を推進している。	0	緊急輸送道路である国道279号は、多くの脆弱性を抱えており災害発生時に使用できない可能性があることから、機能強化・老朽化対策を優先的に推進する必要がある。
〈緊急輸送道路以外の道路の機能強化·老朽化対策〉 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補 完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確 保するため、機能強化や老朽化対策を推進してい る。	0	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補 完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇 所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う 必要がある。
〈村管理農道·林道の機能保全·老朽化対策〉 災害発生時の避難路·代替輸送路となる農道・ 林道の安全性等を確保するため、定期的な点検診 断等を実施している。	0	整備後、相当の年数を経過している農道・林道も あることから、点検診断等を実施の上、計画的に老 朽化対策を行う必要がある。

重点	対応方策	- 4- > 11	
項目	(今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値)
	災害発生時においても、持病を抱える被	一部事務組合下	
	災者が必要な投薬を受けることができるよ	北医療センター	
	う、引き続き、様々な機会を通じて「お薬手	村	
	帳」の作成・携行について普及啓発を図		
	3 .		
	引き続き、県及び消防機関、その他関係	県	
	機関との連携強化を図る。	一部事務組合下	
0		北医療センター	
		下北地域広域行	
		政事務組合	
		村	
	災害に強い道路を整備し、大規模災害	国	·下北広域避難路計画
	発生時の広域的な避難路や救援物資の	県	木野部工区事業着手(R2)
	輸送路を確保するため、関係機関と連携を	村	
	図りながら、国の交付金等を活用し、機能		
	強化や老朽化対策を行う。		
	災害発生時に広域的な避難路や救援		
0	物資の輸送路となるだけではなく、平時に		
	おいても、広域交通拠点と連結し、地域間		
	連携の強化や緊急医療ネットワークの向上		
	のため、大間町からむつ市大畑地区まで		
	の国道 279 号のバイパス化の早期着工・		
	早期供用を国や県に要望するなど、緊急		
	輸送道路の機能強化に向けた取組を図っ		
	ていく。		
	緊急輸送道路を補完する道路の安全性	県	
	等を確保するため、関係機関と連携を図り	村	
0	ながら、道路整備や危険箇所対策、道路施		
	設の耐震化といった機能強化と老朽化対		
	策を実施する。		
	農道・林道について、必要な改良や老朽	村	
0	化対策等が実施されるよう、引き続き、定		
	期的な点検を実施する。		

現在の取組	再掲	脆弱性評価
【要配慮者への支援等】		
〈要配慮者等への支援〉		県のDCAT派遣体制整備に向けて、引き続き、
災害発生時に要配慮者(要介護高齢者・障がい		県が開催する研修や会議に参加するとともに、県
者・妊婦・乳幼児等)に対する支援を行うため、県が		の取組に協力していく必要がある。
進めている災害派遣福祉チーム(DCAT)の派遣体		
制整備に向けて県が開催する研修会や会議に参加		
している。		
〈男女のニーズの違いに配慮した支援〉		避難所等では、生活環境が変化し、性別により
男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制		役割分担がなされる傾向にあるなど、様々な不安
をつくるため、誰もが安心して過ごせる避難所づくり		や悩みを抱えることが考えられることから、男女の
を進めていく。		ニーズを的確に把握し、それぞれに配慮した支援
		を行う必要がある。
〈心のケア体制の確保〉		災害発生時は心理的ストレスを抱える方が増加
心理的ストレスを抱えている方のため、その対応に		することが予想されるため、人材育成や関係機関
ついての普及啓発や相談窓口の周知を行っている。		とのネットワークを強化する必要がある。
〈児童生徒の心のサポート〉		災害発生時の迅速な対応や学校への派遣な
被災による急性ストレス障害や心的外傷後ストレ		ど、児童生徒等の心のサポート体制を確保するた
ス障害等の発症が心配される児童生徒等の心のケ		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
 アを行うため、スクールカウンセラーの派遣等を行っ		要がある
ている。		
│ │〈外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化〉		外国人観光客等が自力で情報収集・避難でき
外国人観光客等に対する防災情報提供のため、		るようにするため、外国人観光客向けの外国語に
 外国語による情報発信、案内表記の多言語化・記号	0	 よる情報発信を充実する必要がある。
化等、災害発生時に自力で情報収集・避難ができる		
体制整備を検討している。		
【被災地における感染症対策】	l .	
〈避難所における衛生環境の確保〉		避難所における衛生的で良好な生活環境を確
避難所における衛生的で良好な生活環境を確保		保するため、水、食料、トイレ、冷暖房等の物資等に
するためには、水、食料、トイレ、冷暖房等が必要であ		ついて、公的備蓄を進めていくとともに、スーパー、
ることから、村では、避難所運営に必要な資機材の		メーカー、リース会社等と協力・連携する体制を構
不足に備え、村町村間相互応援協定の締結等によ		築する必要がある。
る流通備蓄を進めている。		

重点	対応方策	取組主体	重要業績評価指標(参考値)
項目	(今後必要となる取組・施策)		
	県のDCAT派遣体制整備に向けて、引	県	
	き続き、県が開催する研修や会議に参加す	村	
0	るとともに、県の取組に協力する。		
	男女のニーズの違いに配慮した避難所	村	
	運営訓練等を実施していく。		
0			
	災害発生時には、災害派遣精神医療チ	県	
0	ーム(DPAT)との役割分担を踏まえた心	村	
	のケア実施の支援体制が必要となることか		
	ら連携体制を構築する。		
	被災児童生徒等に対する心のサポート	村	村内小中学校へのスクールカウンセラー派遣率
	について、災害発生時における迅速な対応		基準値:100%(R02)
0	が可能となるよう、引き続き、児童生徒等の		100% (R03) →100% (R07)
	心をケアする体制整備を図る。 		
	外国人観光客が安心して本村を旅行	県	
	できるよう、多言語化による防災じょうほう	村 	
0	の発信に努めるほか、更なる Wi-Fi 環境の		
	改善を図る。		
	災害発生時において、避難所における衛	県	
	火舌光生時において、避難所におりる僧 生的で良好な生活環境が確保できるよう、	宗 村	
	生的 (良好な生活環境が確保 (さるよ)、 災害時の物資の調達等に関する協定の締	1 TJ	
0	火舌時の物質の調達等に関する励定の神 結を推進するとともに、受援体制を強化す		
	だと推進することもに、文族体制を強化する。		
	る。 また、県の備蓄計画を踏まえた村の備蓄		
	計画を策定し、公的備蓄を推進する。		
	可凹で水火し、ム町開留で批准する。		

現在の取組	再掲	脆弱性評価
〈感染症への意識向上及び対応策の整備〉		災害発生時における避難所等での感染症対策に
災害発生時に感染症が発生した際、迅速な対		ついて、これまで行われていないことから、今後災害
応ができるよう、平時から対応マニュアルを策定す		発生時に起こりうる感染症について各種研修及び
るとともに、関係職員が円滑に対応できるよう各種		訓練等を実施する必要がある。
研修及び訓練実施を進めている。		
〈予防接種の促進〉		予防接種の接種率が低いと、災害発生時に感染
災害発生時における感染症の発生やまん延を		症の発生やまん延が起こる可能性が高いことから、
防止するため、平時から予防接種を受けるよう、普		平時から予防接種の必要性について普及啓発を図
及啓発を行っている。		るとともに、未接種者に対する接種勧奨を行う必要
		がある。

重点	対応方策	取組主体	重要業績評価指標(参考値)
項目	(今後必要となる取組・施策)	双租土平	里女未視計伽拍徐(多方他)
	国等で作成した「避難所における感染	県	
	症対策マニュアル」等を参考に、災害発生	村	
0	時に関係機関が円滑に対応できるように		
	するため、感染症対策を取り入れた各種研		
	修及び訓練を実施する。		
	予防接種の必要性について普及啓発を	村	
	図るとともに、未接種者の個別接種勧奨を		
0	行う。		

リスクシナリオII 行政機関の職員·施設等の被災による行政機能の大幅な低下

現在の取組	再掲	脆弱性評価
【災害対応庁舎等における機能の確保】		
〈公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策〉		公共建築物やインフラ施設の老朽化が進んでい
村有の公共建築物やインフラ施設の効果的・効		ることから、長期的な視点をもって、更新・老朽化対
率的な維持管理と長寿命化を図るため、風間浦村	0	策等を計画的に行う必要がある。
公共施設等総合管理計画に基づき、施設の更新、		
老朽化対策等の取組を進めている。		
〈村庁舎、消防分署等の耐震化・老朽化対策〉		防災拠点となる村庁舎や消防分署等の公共施
災害発生時における防災拠点となる村庁舎・消		設は、建築から耐用年数を大幅に超える年数を経
防分署等の耐震化を進めている。	0	過していることから、引き続き、施設の耐震化を進め
		る必要がある。
〈代替庁舎の確保〉		大規模災害により庁舎等が使用不能となる不測
大規模災害により庁舎等が使用不能となる不測		の事態も想定されることから、代替施設の確保に努
の事態も想定し、代替施設の確保を進めている。		めるとともに災害対策本部機能の移転訓練を行う
		必要がある。
〈行政施設の非常用電源の整備〉		災害発生時に非常用電源が正常に作動するよ
村庁舎及び各行政施設において、非常時に優先		う、各施設管理者が適切な維持管理・更新を行う
される業務の遂行のため、非常用電源設備等の整		必要がある。
備により電力の確保を図っている。		また、非常用電源が確保されていない行政施設
		においては、非常用電源設備等の確保が必要であ
		る。
【行政情報通信基盤の耐災害性の強化】		
〈県・村・防災関係機関における情報伝達〉		県、村、防災関係機関の間の通信を確保し、災害
災害発生時に一般通信の混線に影響されない		発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設
独自の通信ネットワークとして、県、村、防災関係機		備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災
関の間の通信を行う「青森県防災情報ネットワーク		情報ネットワークの操作等に習熟していく必要があ
(地上系・衛星系)」を県が整備し、関係機関との		る。
情報通信に活用している。	0	また、防災情報ネットワークが利用できない場合
また、大規模災害発生時に防災情報ネットワーク		の非常手段として、警察や電力事業者等が保有す
が利用できない場合に備え、警察や電力事業者等		る独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を
が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体		図る必要がある。
制を構築している。		

	【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下を防ぐため、庁舎等の耐震化・老朽化対策や					
	情報通信基盤の耐災害性の強化を推進するとともに、業務継続計画の策定や応援・受援体制の構築を図る。					
重点	対応方策					
項目	(今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値)			
	個別施設計画の策定を進めるとともに、	村				
	公共施設マネジメントの意識醸成と知識習					
0	得を図る。					
	引き続き、村庁舎・消防分署等の耐震	村				
0	化・長寿命化を進めるとともに、村庁舎の	下北地域広域行				
)	災害対策本部機能を確保するため、定期	政事務組合				
	的な点検や適切な修繕等を実施する。					
	引き続き、他の代替施設の確保を推進	村				
0	するとともに、実践的訓練を実施し、災害対	下北地域広域行				
_	応力の強化向上を図る。	政事務組合				
	非常用電源設備の適切な維持管理・更	村				
	新を行うため、各施設管理者が定期的に					
0	点検等を実施する。					
	また、非常用電源が確保されていない行政施設においては、非常用電源設備等の					
	確保を推進する。					
	唯体と1世史りる。					
	災害発生時の防災情報システムの運用	県				
	を万全にするため、定期的に保守管理を行	村				
	うとともに、県、村、防災関係機関による情	11				
	報伝達訓練を計画的に実施する。					
	TRIAL CHARLETT CAST VICE VICE VICE VICE VICE VICE VICE VICE					
0						

現在の取組	再掲	脆弱性評価
〈行政情報通信基盤の耐災害性の強化〉		災害発生時の業務の継続の確保に向けて、情報
行政情報通信基盤の耐災害性を強化するため、		システム機器等の適切な維持管理等を実施していく
全庁LAN等の行政情報システム機器を設置して		必要がある。
いるサーバ室に非常用電源を整備している。		
〈行政情報の災害対策〉		災害発生時の業務の継続の確保に向けて、情報
災害発生時による行政データの毀損等を防止		システム機器等の適切な維持管理等を実施していく
するため、クラウド上や仮想サーバ内及び別媒体		必要がある。
でのバックアップを検討している。		
【行政機能の業務継続計画の策定】		
〈業務継続計画の策定〉		業務継続計画を策定し、災害発生時に優先的に
災害発生時に利用できる人、物、情報等に制約		実施すべき業務が迅速に実施できる体制を構築し
がある状況において、優先的に実施すべき業務を		ておく必要がある。
特定し、業務の執行体制や対応手順、業務継続に		
必要な資源の確保等をあらかじめ定めた風間浦		
村業務継続計画の策定を進めている。		
【災害対策本部機能の強化】		
〈災害対策本部機能の強化〉		災害対策本部は、災害が発生した場合における
大規模災害発生時において応急措置を円滑か		初動時の迅速な情報収集・集約、意思決定、関係機
つ的確に講じるために設置する風間浦村災害対		関との連絡調整など、応急対策に係る重要な役割
策本部について、県や防災関係機関等と連携・協	0	を果たすことから、その体制や統制機能等について
力体制を構築している。		検証し、災害対策本部機能の強化・充実を図る必要
また、災害対策本部の効率的な運用を図るた		がある。
め、定期的に図上訓練を実施している。		
【受援・連携体制の構築】		
〈広域連携体制の構築〉		青森県においては、村町村相互応援協定に基づ
災害発生時に被災村町村が十分に被災者の救		く相互応援を実施したことがないため、相互応援に
援等の応急措置が実施できない場合に、円滑な応		関する連絡・要請等の手順や手続き等を定期的に
援活動を実施するため、県内全村町村による「大		確認していくとともに、県及び県内村町村との連携
規模災害発生時の青森県村町村相互応援に関す		体制を強化していく必要がある。

また、遠隔地のメリットを生かした連携体制の強

化を目指す必要がある。

る協定」や茨城県大洗町との「友好都市協定」を

締結している。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値)
· 項日	災害・事故等発生時の業務継続確保を 図るため、引き続き、情報システム機器等 の適切な維持管理等を実施する。	村	
0	災害発生時の業務の継続確保を図るため、引き続き、情報システム機器等の適切 な維持管理等を実施する。	村	
0	防災訓練を通じて、災害発生時に優先 すべき業務を確実に実施できるよう、業務 継続計画を策定する。	村	
0	災害対策本部機能の充実・強化を図る ため、引き続き、定期的に訓練を実施し、本 部の体制・配置等について検証の上、適宜 見直しを行う。	村	
0	「災害時における青森県村町村相互応援に関する協定」に基づく迅速かつ円滑な相互応援を行うため、相互応援に関する連絡・要請等の手順や手続等が記載されている「青森県村町村相互応援協定運用マニュアル」を定期的に確認するとともに、県及び県内村町村との連携体制を強化する。	県村	

現在の取組 〈災害応援の受入体制の構築〉 災害発生時に迅速かつ円滑に応援を受け入れることができるよう、各村町村、各消防本部で相互 応援協定を締結しており、応援機関の活動拠点の 整備を図り、受入体制の構築を図っている。	再揭	脆弱性評価 災害発生時に迅速かつ円滑に他自治体からの 応援を受け入れることができるよう、個々の相互応 援協定について、連絡・要請等の手順や手続等を 訓練により定期的に確認するとともに、応援職員の 受入を円滑に実施するため、受援体制を強化する 必要がある。
【防災訓練の推進】		
〈総合防災訓練の実施〉 大規模災害発生時の応急体制の充実を図るため、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関や地域 住民参加のもと、総合防災訓練を実施している。	0	他県における近年の災害発生状況等を踏まえる とともに、複数の自然災害が同時又は連続して発 生する複合災害も視野に入れ、応急体制の更なる 充実に向け、訓練内容の見直し等を図っていく必要 がある。

重点	対応方策	取組主体	重要業績評価指標(参考値)
項目	(今後必要となる取組・施策)	以加工 杯	主女术順时 111111111111111111111111111111111111
	引き続き、個々の相互応援協定について、	村	
	連絡・要請等の実施手順や手続等を定期		
	的に確認し、訓練・研修等により実効性を		
0	高めていくとともに、他自治体の応援職員		
	を円滑に受け入れるため、あらかじめ、応		
	援職員が実施する対象業務や応援職員の		
	調整を実施する受援組織等を検討し、受		
	援体制の強化を図る。		
	大規模災害発生時の応急体制の更なる	国	
	充実を図るため、地域特性に応じ発生可	県	
0	能性が高い複合災害も想定し、防災関係	村	
	機関の連携強化に向け、消防・警察・自衛	下北地域広域行	
	隊等の関係機関の参加を得て、より実効性	政事務組合	
	の高い総合防災訓練を実施していく。		

リスクシナリオ12 経済活動の停滞による物流の停止

現在の取組

再掲

脆弱性評価

【企業における業務継続体制の強化】

〈企業の業務継続計画作成の促進〉

県では、災害発生時における中小企業者等の 経済活動の停滞を回避するため、「青森県版BCP 策定マニュアル」を作成し、中小企業者等の業務 継続計画(BCP)の策定を促進しているため、村 においても、中小企業者等に対し業務継続計画 (BCP)の普及啓発を図るよう検討している。 経済活動が停滞することがないよう、中小企業等の業務継続計画(BCP)の策定を促進するため、BCPの必要性について普及啓発していく仕組みを構築する必要がある。

【農林水産物の移出・流通対策】

〈農林水産物の移出・流通対策〉

災害発生時においても、農林水産物の集出荷体制を確保するため、農林水産業施設の整備や、 県内外の物流・販売関係者と信頼関係の構築を 図っている。 災害発生時に物流機能が寸断され、農林水産物の 出荷ができなくなることを防ぐため、引き続き、農林水 産業施設の整備を進めていくとともに、リスク分散の観 点から、様々な物流・販売関係者との信頼関係を日頃 から構築しておく必要がある。

【物流機能の維持・確保】

〈災害発生時の物流機能の確保〉

災害発生時における救援物資等の輸送、受入れ、仕分け、保管等の物流機能確保のため、関係 団体と協定締結を検討している。 災害発生時に物流が十分機能しない可能性がある ため、物流を担う団体との災害発生時の協力体制を 強化する必要がある。

〈輸送ルートの代替性の確保〉

当村は海に面しており、災害発生時等に道路が 通行困難となった場合の代替輸送ルートとして、海 路による輸送が考えられることから、船舶運航事 業者と情報共有を図っている。 災害発生時に道路が通行困難となった場合の海路 による代替輸送ルートを確保するため、引き続き、船舶 運航事業者と情報共有を図る必要がある。

【被災企業の金融支援】

〈被災企業への金融支援等〉

県特別保証融資制度の「経営安定化サポート 資金災害枠」について、罹災中小企業の負担を軽減し、早期再建を支援するため、信用保証料を補給している。 罹災した企業が早期に事業を再開できるよう、県の 災害融資制度と連携を図る必要がある。

* 1	【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞を防ぐため、企業等における業務継続体制を強化するととも に、物流機能の維持・確保等を図る。					
重点	対応方策	取組主体	重要業績評価指標(参考値)			
項目	(今後必要となる取組・施策)					
	商工関係団体等と連携し、業務継続計	県				
	画(BCP)の必要性について、普及啓発し	村				
	ていく仕組みを構築する。					
0	また、策定した業務継続計画に基づき、					
)	耐震化や電力確保対策等防災のための					
	施設整備を行う場合に必要な資金の低利					
	融資制度(BCP融資)についても併せて周					
	知する。					
	農林水産物の集出荷体制を確保するた	県				
	め、計画的に農林水産業施設の整備を進	村				
	めるとともに、県内外の様々な物流・販売					
	関係者との強固な信頼関係の構築を図					
	3 。					
	災害発生時において物流機能を確保で	県				
	きるよう、関係団体との協定の締結を進め	村				
	ていく。					
	災害発生時において、円滑な連携が図	県				
	られるよう船舶運航事業者と一層の情報	村				
0	共有を図っていく。	船舶運航事業者				
	罹災した企業が早急に事業を再開でき	県				
	るよう、県特別保証融資制度の「経営安定	村				
	化サポート資金災害枠」と連携するととも					
	に、被災証明書発行における初動体制を					
	整備する。					

現在の取組	再掲	脆弱性評価
【道路施設の防災対策】		
〈緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策〉		緊急輸送道路である国道279号は、多くの脆弱
災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸		性を抱えており災害発生時に使用できない可能性
送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的		があることから、機能強化・老朽化対策を優先的に
に機能強化や老朽化対策を推進している。		推進する必要がある。
	0	
(57.6 th)		
〈緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策〉		緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補
緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補		完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇
完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確	0	所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う
保するため、機能強化や老朽化対策を推進してい		必要がある。

〈村管理農道·林道の機能保全·老朽化対策〉		整備後、相当の年数を経過している農道・林道も
災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・	0	あることから、点検診断等を実施の上、計画的に老
林道の安全性等を確保するため、定期的な点検診		朽化対策を行う必要がある。
断等を実施している。		
【漁港の防災対策】	I	
〈漁港施設の耐震化・老朽化対策〉		漁港施設は、老朽化対策・機能強化対策が十分
漁港施設は、地域の水産業を支え、物流や地域	0	てはない漁港があることから、引き続き、老朽化対
集落の拠点としての重要な役割を担うことから、施		策・機能強化対策を行う必要がある。
設の長寿命化を図っている。		

遊難路計画
区事業着手(R2)
位于未有于 (NZ)
との長寿命化計画策定
CV NA TIUDI CI XX
漁港

リスクシナリオ13 基幹的交通ネットワーク(陸上・海上)の機能停止

		T
現在の取組	再	脆弱性評価
	掲	
【道路施設の防災対策】		
〈緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策〉		緊急輸送道路である国道279号は、多くの脆弱
災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸		性を抱えており災害発生時に使用できない可能性
送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的		があることから、機能強化・老朽化対策を優先的に
に機能強化や老朽化対策を推進している。		推進する必要がある。
	0	
		緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補
緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補		宗志制込道路が損壊した場合に備え、これを補一に関する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇
完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確	0	元
保するため、機能強化や老朽化対策を推進してい		必要がある。
3.		+ + + + + + + + + + + + + + + + + + +
〈村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策〉		整備後、相当の年数を経過している農道・林道も
災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・	0	あることから、点検診断等を実施の上、計画的に老
林道の安全性等を確保するため、定期的な点検診	_	朽化対策を行う必要がある。
断等を実施している。		
〈幹線道路の整備〉		住宅地において、災害発生時の避難路の確保や
住宅地における災害発生時の避難路の確保や		延焼防止のため、関係機関と連携を図りながら、国
延焼を防止するため、関係機関と連携して幹線道	0	の交付金等を活用し、幹線道路の整備を実施する。
路の整備を推進している。		

	【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】							
	基幹的交通ネットワークの機能停止を防ぐため、緊急輸送道路等の機能強化・老朽化対策や港湾・漁港施設							
	の防災対策の強化を図る。							
重点	対応方策	四四子什	去 西 类 () () () () () ()					
項目	(今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値)					
	災害に強い道路を整備し、大規模災害	国	·下北広域避難路計画					
	発生時の広域的な避難路や救援物資の	県	木野部工区事業着手(R2)					
	輸送路を確保するため、関係機関と連携を	村						
	図りながら、国の交付金等を活用し、機能							
	強化や老朽化対策を行う。							
	災害発生時に広域的な避難路や救援							
	物資の輸送路となるだけではなく、平時に							
0	おいても、広域交通拠点と連結し、地域間							
	連携の強化や緊急医療ネットワークの向上							
	のため、大間町からむつ市大畑地区まで							
	の国道 279 号のバイパス化の早期着工・							
	早期供用を国や県に要望するなど、緊急							
	輸送道路の機能強化に向けた取組を図っ							
	ていく。							
	緊急輸送道路を補完する道路の安全性	県						
	等を確保するため、関係機関と連携を図り	村						
0	ながら、道路整備や危険箇所対策、道路施							
	設の耐震化といった機能強化と老朽化対							
	策を実施する。							
	農道・林道について、必要な改良や老朽	村						
0	化対策等が実施されるよう、引き続き、定							
0	期的な点検を実施する。							
	住宅地において、災害発生時の避難路	国						
0	の確保や延焼防止のため、関係機関と連	県						
O	携しながら、国の交付金等を活用し、幹線	村						
	道路の整備を実施する。							

現在の取組	再揭	脆弱性評価
【基幹的道路交通ネットワークの形成】		
〈基幹的道路交通ネットワークの形成〉		被災地への速やかなアクセスや多様なルートを確
被災地への速やかなアクセスや多様なルートを		保するため、地域高規格道路(下北半島縦貫道路)
確保するため、地域高規格道路(下北半島縦貫道		の整備促進について、下北半島振興促進連絡協議
路)の整備や風間浦村管内の国道 279 号のパイ		会や下北総合開発期成同盟会により要望している。
パス化を国や県に対し、要望している。		また、風間浦村管内の国道 279 号のバイパス化を
		大間原発三ヶ町村協議会で要望しており、継続的に
		要望活動を続ける必要がる。
【公共建築物・防災施設等の耐震化・老朽化対策】		
〈漁港施設の耐震化・老朽化対策〉		漁港施設は、老朽化対策・機能強化対策が十分
漁港施設は、地域の水産業を支え、物流や地域		ではない漁港があることから、引き続き、老朽化対
集落の拠点としての重要な役割を担うことから、施	0	策・機能強化対策を行う必要がある。
設の長寿命化を図っている。		

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値)
	被災地への確実かつ速やかなアクセス	国	・下北高域避難路計画
	や多様なルートを確保するため、地域高規	県	木野部工区事業着手(R2)
	格道路(下北半島縦貫道路)の整備促進	村	
0	及び大間町からむつ市大畑地区までの国		
	道 279 号のバイパス化の早期着工・早期		
	供用を国及び県に対し、要望を継続して行		
	う。		
	災害発生時の海路による輸送を確保す	県	・漁港施設の長寿命化計画策定
	るため、漁港施設の老朽化対策・機能強化	村	村管理 2 漁港
0	を実施する。		策定率 100%

リスクシナリオ14 各種エネルギー供給機能の長期停止

現在の取組	再掲	脆弱性評価
【エネルギー供給体制の強化】		
〈エネルギー供給事業者の災害対策〉		災害発生時にエネルギー供給機能が停止しないよ
電力事業者やガス事業者においては、災害に		う、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。
よるエネルギー供給施設の被害を未然に防止		
するため、施設の耐震性強化など各種の災害予		
防措置等を講じている。		
〈避難所等への燃料等供給の確保〉		災害発生時において、避難所等への応急対策用燃
災害発生時に燃料等を確保するため、業務		料等を安定的に確保するため、供給先の情報更新、連
継続が求められる避難所等重要施設、緊急車	0	携体制の維持が必要である。
両について県との情報共有を行うとともに、毎年		
度、当該情報を更新している。		
〈企業の業務継続計画作成の促進〉		経済活動が停滞することがないよう、中小企業等の
県では、災害発生時における中小企業者等		業務継続計画 (BCP) の策定を促進するため、BCPの
の経済活動の停滞を回避するため、「青森県版		必要性について普及啓発していく仕組みを構築する必
BCP策定マニュアル」を作成し、中小企業者等	0	要がある。
の業務継続計画(BCP)の策定を促進している		
ため、村においても、中小企業者等に対し業務		
継続計画(BCP)の普及啓発を図るよう検討し		
ている。		
【再生可能エネルギーの導入促進】		
〈再生可能エネルギーの導入〉		災害発生時に必要なエネルギーを自給できるよう、
災害発生時に避難者の安全のために電力供		避難所へは太陽光発電設備を導入しているが、個人
給を行うことができるよう、指定避難所となる公		住宅への太陽光発電設備等をはじめとした再生可能
共施設に、太陽光発電設備等を導入している。		エネルギーの普及促進を図る必要がある。

	【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止を防ぐため、エネルギー供給事業者の災害対策を推進する					
	とともに、再生可能エネルギーの導入促進等を図る。					
重点	対応方策	取組主体	重要業績評価指標(参考値)			
項目	(今後必要となる取組・施策)	以祖土(本)	里安耒槇計伽拍倧(参考旭)			
	災害発生時におけるエネルギー供給機	県				
	能の確保に向けて、地域防災計画に基づ	村				
0	き施設の耐震性強化を図るなど必要な災	民間事業者				
	害予防措置が講じられるよう、電気事業					
	者・ガス事業者との連携を強化する。					
	災害発生時において、協定に基づき円	村				
	滑に燃料が供給されるよう、引き続き、連絡	民間事業者				
0	体制に係る情報更新等を行う。					
	商工関係団体等と連携し、業務継続計	県				
	画(BCP)の必要性について、普及啓発し	村				
	ていく仕組みを構築する。					
	また、策定した業務継続計画に基づき、					
0	耐震化や電力確保対策等防災のための					
	施設整備を行う場合に必要な資金の低利					
	融資制度(BCP融資)についても併せて周					
	知する。					
	災害発生時において必要なエネルギー	村				
	を自給するため、公共施設のほか、家庭や	民間事業者				
0	事業所での太陽光発電設備等の導入を					
	促進する。					

現在の取組		脆弱性評価
【道路施設の防災対策】		
〈緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策〉		緊急輸送道路である国道279号は、多くの脆弱性
災害発生時の広域的な避難路や救援物資の		を抱えており災害発生時に使用できない可能性があ
輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優		ることから、機能強化・老朽化対策を優先的に推進す
先的に機能強化や老朽化対策を推進している。		る必要がある。
	0	
〈緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策〉		緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完
緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを		する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が
補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等	0	残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要が
を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進		ある。
している。		
〈村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策〉		整備後、相当の年数を経過している農道・林道もあ
災害発生時の避難路・代替輸送路となる農	0	ることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化
道・林道の安全性等を確保するため、定期的な		対策を行う必要がある。
点検診断等を実施している。		

重点	対応方策	取組主体	重要業績評価指標(参考値)
項目	(今後必要となる取組・施策)	双租土平	里女未模計 個拍徐(多方順)
	災害に強い道路を整備し、大規模災害	国	·下北広域避難路計画
	発生時の広域的な避難路や救援物資の	県	木野部工区事業着手(R2)
	輸送路を確保するため、関係機関と連携を	村	
	図りながら、国の交付金等を活用し、機能		
	強化や老朽化対策を行う。		
	災害発生時に広域的な避難路や救援		
0	物資の輸送路となるだけではなく、平時に		
	おいても、広域交通拠点と連結し、地域間		
	連携の強化や緊急医療ネットワークの向上		
	のため、大間町からむつ市大畑地区まで		
	の国道 279 号のバイパス化の早期着工・		
	早期供用を国や県に要望するなど、緊急		
	輸送道路の機能強化に向けた取組を図っ		
	ていく。		
	緊急輸送道路を補完する道路の安全性	県	
	等を確保するため、関係機関と連携を図り	村	
0	ながら、道路整備や危険箇所対策、道路施		
	設の耐震化といった機能強化と老朽化対		
	策を実施する。		
	農道・林道について、必要な改良や老朽	村	
0	化対策等が実施されるよう、引き続き、定		
	期的な点検を実施する。		

リスクシナリオ15 水道施設等の長期間にわたる機能停止 再 現在の取組 脆弱性評価 掲 【水道施設の防災対策】 〈水道施設の耐震化・老朽化対策〉 人口減少を踏まえた計画の策定や、アセットマネジ 災害時の給水機能を確保するため、水道施設 メント(資産管理)を活用し、施策を推進する必要が や管路の耐震化及び老朽化対策を計画的に進め ある。 \bigcirc ている。 〈応急給水資機材の整備〉 断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料 断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲 水を確保するため、応急資機材の整備を図っていく 0 料水を確保できるよう、応急給水のための体制を 必要がある。 整えるとともに、応急資機材の整備を図っている。 〈水道事業者の業務継続計画の策定〉 災害時における水道の安定供給を継続するため、 災害時における水道の安定供給を継続するた 早急に事業継続計画(BCP)の策定が必要である。 め、業務継続計画の策定が必要であるが、現在策 定はされていない。 【避難所等におけるトイレ機能の確保】 〈避難所等におけるトイレ機能の確保〉 災害発生時の対応としては避難所等に設置され 災害発生時の避難所等における衛生環境の維 ている既設のトイレの活用が中心となっていることか 持のため、仮設トイレ等の確保に係る検討を進め ら、汚水処理施設等の機能が停止した場合において ている。 も、避難所等の衛生環境を維持できるよう、既設のト イレ以外に必要となるトイレの数量及び種類(仮設ト

〈合併処理浄化槽への転換の促進〉

老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進するため、費用の一部を補助している。

依然として多くの単独処理浄化槽が残っていることから、災害発生時に備え、引き続き単独処理浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する必要がある。

イレ、簡易トイレ、携帯トイレ等)、調達方法を予め定

めておく必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】 水道施設の長期間にわたる機能停止を防ぐため、水道施設等の耐震化・老朽化対策や早期復旧のための体 制の整備を図る。 重点 対応方策 取組主体 重要業績評価指標(参考值) 項目 (今後必要となる取組・施策) 災害時の給水機能の確保に向けて、基 村 浄水施設の耐震化率 幹管路や水道施設の耐震化や老朽化対 $41.7\% (H27) \rightarrow 61.8\% (R03)$ 配水池の耐震化率 策を進め、水道事業の広域化や広域連携 0 による経営の効率化等を推進する。 $29.4\% (H27) \rightarrow 35.5\% (R03)$ 基幹管路の耐震化率 $30.0\% (H27) \rightarrow 36.0\% (R03)$ 断水発生時に被災者が必要とする最小 村 限の飲料水を確保するため、引き続き、必 0 要に応じ、応急給水体制の見直し及び応 急資機材の更新を図る。 災害発生時においても水道供給が可能 村 となるよう、業務継続計画を策定する。 0 災害発生時における仮設トイレ、簡易トイ 県 レ、携帯トイレの調達について、県と連携を 村 図りながら民間事業者との協力関係を構 築するとともに、各家庭における携帯トイレ の備蓄についての普及啓発を図る。 老朽化した単独処理浄化槽から災害に 村 強い合併処理浄化槽への転換を促進する ため、引き続き、補助を行い災害に強い合 併処理浄化槽への転換を促進するととも に、単独処理浄化槽設置者に対し、転換の 必要性について周知を図る。

リスクシナリ	オリ	6	二次災	害の	発生

現在の取組	再	脆弱性評価
	掲	
【有害物質の流出・拡散防止対策】		
〈有害物質の流出・拡散防止対策〉		災害発生時においても、毒劇物や危険物の流出
災害発生に伴う毒劇物の流出・拡散を防止する		拡散が起こることのないよう、適切な管理・保管や流
ため、毒物劇物取扱施設に対し保管・管理・使用		出防止対策の実施等について指導等を行っていく
等について監視指導を行っている。		必要がある。
消防は、災害発生に伴う危険物や毒劇物の流		
出・拡散を防止するため、事業者の施設管理、保管		
等を関係法令等に基づき指導している。		
〈公共用水域等への有害物質の流出・拡散防止対策〉		水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施
公共用水域及び地下水への有害物質の流出・		設及び貯蔵指定施設に適用される構造等基準につ
地下浸透を防止するため、水質汚濁防止法に基づ		いては、災害発生時を考慮したものではないことか
く有害物質使用特定施設及び貯蔵指定施設に適		ら、流出時の措置について、指導・周知する必要が
用される構造等基準の遵守を指導している。		ある。
〈有害な産業廃棄物の流出等防止対策〉		有害な産業廃棄物が事業場外に流出等すること
廃棄物の飛散、流出等防止のため、事業者に対		により、住民の健康被害、生活環境への影響が懸念
し、廃棄物処理法に基づく廃棄物の処理基準、保		されることから、事業者に対し、有害な廃棄物の適
管基準等の遵守、管理責任者の設置等を指導して		正な保管や早期の処分を指導していく必要がある。
いる。		
【有害物質流出時の処理体制の構築】		
〈有害物質流出時の処理体制の構築〉		災害発生時に、有害物質が河川等に流出した場
有害物質が河川等に流出した場合の迅速な処		合、健康被害の発生や水質汚染等の二次被害が発
理を行うため、平時から国及び県管理河川におい		生するおそれがあることから、平時と同様に迅速な
て水質事故等発生時の連絡体制が構築されてい		処理が行えるよう速やかに水質測定を行い、汚染の
る。		度合いを把握する必要がある。
〈有害物質の大規模流出・拡散対応〉		有害物質が大規模に流出等した場合は、早期に
有害物質の流出等が発生した場合は、被害の		事態を収束させる必要があることから、消防機関の
拡大防止、事態収束のため、消防機関が出動し、		対応力の向上を図るほか、関係機関と連携した対
対応している。		応策を講じていく必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】 防災施設等の損壊・機能不全による二次災害を防ぐため、防災施設等の老朽化対策の推進を図る。 重点 対応方策 取組主体 重要業績評価指標(参考值) 項目 (今後必要となる取組・施策) 災害発生に伴う毒劇物や危険物の流出 拡散を防止するため、引き続き、関係法令 等に基づき監視・検査・指導等を実施す 下北地域広域行 0 る。 政事務組合 民間事業者 災害発生時に有害物質が流出した際、 迅速に適切な措置を講じさせるため、全て 村 0 の有害物質使用特定施設及び貯蔵指定 施設に年1回以上立入検査を行い、流出 時の措置について、指導・周知を図る。 災害発生時の健康被害や環境への悪 影響を防止するため、事業者に対し、適正 0 保管や早期処分について普及啓発等を進 める。 災害発生時における有害物質の流出・ 県 拡散時に、速やかに汚染の度合いを把握 村 0 し、迅速な処理が行えるよう、引き続き、連 絡体制を維持するとともに緊急時のモニタ リング体制の強化を図る。 有害物質が大規模に流出した場合にお ける事態の早期収束等のため、資機材の 村 0 整備を進め、消防機関の対応力の向上を 下北地域広域行 図る 政事務組合

現在の取組		脆弱性評価
【防疫対策】		
〈防疫対策の推進〉		感染症の流行に備え、予防策の徹底・生活空間
災害時における感染症予防のための防疫対策		の衛生の確保を図る必要がある。
等は、防疫班を編成し、県と連携しながら、被災地		
における防疫措置や避難所の防疫指導、家畜伝		
染病の防疫等に対応するよう実施体制を構築して		
いる。		
【原子力災害の防災対策】		
〈原子力災害時の防災対策〉		原子力災害対策については、一般的な災害対策
原子力災害対策については、むつ市、大間町、		と同様の対応によることとしているが、放射線は五感
東通村、風間浦村、佐井村、野辺地町、横浜町及		で感じることができないといった原子力災害の特殊
び六ヶ所村は、原子力関連施設を有する又は隣接		性を考慮した上での対応となることから、各種研修
する村町村として、災害対策基本法に基づき、原子		や訓練等を実施して、放射線や原子力施設等につ
カ災害時応援協定を締結している。		いての基本的な知識を習得しておく必要がある。
【荒廃農地の発生防止・利用促進】		
〈農地利用の最適化支援〉		有効に活用されていない荒廃農地は、災害発生
荒廃農地の発生防止と、農業の生産性向上を		時に崩壊等の危険性が高いことや、湛水機能の低
図るため、担い手への農地の集積・集約化を推進		下を招き洪水発生リスクが高まること、さらに災害発
するとともに、荒廃農地の再生利用の取組を支援		生後の生産を維持していく上で障害となる可能性
している。		があることから、担い手への農地の集積・集約化と
		再生作業の支援により荒廃農地の解消を推進する
		必要がある。
〈農地の生産基盤の整備促進〉		異常気象による被害発生・拡大防止には、農地を
荒廃農地の発生を抑制し、農地を有効に活用す		農地として維持し、適切に管理しながら農作物を生
るため、農地の大区画化や用排水対策など生産		産していくことが有効であることから、引き続き、農業
基盤の整備を推進している。		生産基盤の整備等を実施していく必要がある。
【森林資源の適切な保全管理】		
〈森林の計画的な保全管理〉		森林所有者の経営意欲の低下や所有者不明土
将来にわたり、森林が有する土砂災害防止を始		地の増加等により、間伐等の管理や森林整備が行
めとする多面的機能の維持・増進を図るため、国		われずに森林の荒廃が進んでいることから、適切な
の造林補助事業等を活用し、間伐や再造林などの		森林環境の整備が必要である。

森林整備を推進している。

重点	対応方策	15 /n > /L	4. 五米/は江(水) (4. 1/ 1/ 1)
項目	(今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値)
	平時から、災害発生時における防疫対	県	
	策等について普及啓発を行うとともに、感	村	
	染症の流行に備え、手洗い及び手指消毒		
0	の励行、咳エチケットなどの予防策を徹底		
	し、生活空間の衛生環境の確保を図るなど		
	防疫対策の強化を図る。		
	非常事態等に関する職員の参集、情報	県	
	収集・連絡体制を確認するとともに、原子	村	
0	力災害の特殊性について基本的な知識を		
	習得するための研修等を実施する。		
	災害発生時の被害発生・拡大の防止に	県	
	向けて、県、農業委員会及び農地中間管理	村	
	機構等と連携し、農地の利用集積と再生		
	利用を進め、荒廃農地の発生防止・解消に		
	取り組む。		
	災害発生時の被害発生・拡大の防止に	村	
	向けて、引き続き、荒廃農地の発生を抑制		
	し、農地を有効に活用するための、農業生		
	産基板の整備を推進する。		
	森林が有する多面的機能の維持・増進	県	
	を図るため、引き続き、森林施業の集約化	村	
0	や地域材の利活用を促進するとともに、除	民間事業者	
	間伐などにより、適切な森林環境の整備を		
	図る。		

現在の取組	再掲	脆弱性評価
【農山村地域における防災対策】		
〈農山村地域における防災対策〉		治山施設や地すべり防止施設等については、定
農山村地域における土砂崩れ・土石流・地すべ		期的に点検診断を実施し、長寿命化計画の策定を
りから地域住民の人命や財産、農地等を守るため		進めるとともに、引き続き必要に応じて整備を進める
治山施設や地すべり防止施設等を整備している。		必要がある。
	0	洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の
		有する多面的機能を維持・発揮するため、地域や施

設の状況を踏まえ、農地や農業水利施設等の生産

基盤整備を着実に推進する必要がある。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組·施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値)
	荒廃地(荒廃するおそれのある場所を含	県	
	む)の早期復旧のため、治山施設等を整備	村	
	するとともに、現在の施設の状況を踏まえ、		
	必要に応じて老朽化対策を実施する。		
0			

リスクシナリオ17	復旧・復興が大幅に遅れる事態
-----------	----------------

現在の取組	再掲	脆弱性評価
【災害廃棄物の処理体制の構築】		
〈災害廃棄物処理計画の策定〉		災害廃棄物は一般廃棄物とされ、村が処理を担
災害廃棄物の円滑な処理を行うため、国の廃棄		うことから、国の示す対策指針を踏まえ、青森県災害
物の減量等に関する施策に係る基本方針に基づき、		廃棄物処理計画や風間浦村地域防災計画などと整
災害廃棄物処理計画の策定を進めている。		合性を図りつつ、発災時に円滑な処理が実施される
		よう、災害廃棄物処理計画を策定する必要がある。
〈災害廃棄物等の処理に関する連携の強化〉		災害廃棄物の円滑な処理を行うため、情報を共
災害が発生した場合において、円滑に災害廃棄		有するなど、県、他村町村、関係団体との連携を強
物の処理が行われるよう、関係団体 (廃棄物処理事		化する必要がある。
業者団体等) や関係自治体と協定の締結を進めて		
いる。		
【防災ボランティア受入体制の構築】	•	
〈防災ボランティア受入体制の構築〉		災害発生時における防災ボランティアの受入体制
災害発生時における防災ボランティアの円滑な受		- を総合的に調整する仕組みが確立されていないこと
入れと効果的に活動できる体制を構築するため、地		から、関係機関と連携を図りながら体制を検討する
入れと効果的に活動できる体制を構築するため、地域防災計画に基づき取り組んでいる。		から、関係機関と連携を図りながら体制を検討する 必要がある。
域防災計画に基づき取り組んでいる。		必要がある。
域防災計画に基づき取り組んでいる。 〈防災ボランティアの育成〉		必要がある。 災害発生時に、被災者の多様なニーズに対応し、
域防災計画に基づき取り組んでいる。 〈防災ボランティアの育成〉 県及び県教育委員会と協力して、日本赤十字社		必要がある。 災害発生時に、被災者の多様なニーズに対応し、 円滑な救助活動を実施するためには、平常時から、
域防災計画に基づき取り組んでいる。 〈防災ボランティアの育成〉 県及び県教育委員会と協力して、日本赤十字社 青森県支部、社会福祉協議会等関係機関との連携		必要がある。 災害発生時に、被災者の多様なニーズに対応し、 円滑な救助活動を実施するためには、平常時から、 様々なボランティア団体を対象とした防災に関する
域防災計画に基づき取り組んでいる。 〈防災ボランティアの育成〉 県及び県教育委員会と協力して、日本赤十字社 青森県支部、社会福祉協議会等関係機関との連携 を図り、ボランティア団体に対し防災に関する研修、		必要がある。 災害発生時に、被災者の多様なニーズに対応し、 円滑な救助活動を実施するためには、平常時から、 様々なボランティア団体を対象とした防災に関する 研修・訓練等を実施し、防災ボランティアの育成強
域防災計画に基づき取り組んでいる。 〈防災ボランティアの育成〉 県及び県教育委員会と協力して、日本赤十字社 青森県支部、社会福祉協議会等関係機関との連携 を図り、ボランティア団体に対し防災に関する研修、 訓練等への参加を働きかけるなど防災ボランティア		必要がある。 災害発生時に、被災者の多様なニーズに対応し、 円滑な救助活動を実施するためには、平常時から、 様々なボランティア団体を対象とした防災に関する 研修・訓練等を実施し、防災ボランティアの育成強
域防災計画に基づき取り組んでいる。 〈防災ボランティアの育成〉 県及び県教育委員会と協力して、日本赤十字社 青森県支部、社会福祉協議会等関係機関との連携 を図り、ボランティア団体に対し防災に関する研修、 訓練等への参加を働きかけるなど防災ボランティア の育成を図っている。		必要がある。 災害発生時に、被災者の多様なニーズに対応し、 円滑な救助活動を実施するためには、平常時から、 様々なボランティア団体を対象とした防災に関する 研修・訓練等を実施し、防災ボランティアの育成強 化を図る必要がある。
域防災計画に基づき取り組んでいる。 〈防災ボランティアの育成〉 県及び県教育委員会と協力して、日本赤十字社 青森県支部、社会福祉協議会等関係機関との連携 を図り、ボランティア団体に対し防災に関する研修、 訓練等への参加を働きかけるなど防災ボランティア の育成を図っている。 〈防災ボランティアコーディネーターの養成〉		必要がある。 災害発生時に、被災者の多様なニーズに対応し、 円滑な救助活動を実施するためには、平常時から、 様々なボランティア団体を対象とした防災に関する 研修・訓練等を実施し、防災ボランティアの育成強 化を図る必要がある。 災害発生時の被災者ニーズは多種多様であるこ
域防災計画に基づき取り組んでいる。 〈防災ボランティアの育成〉 県及び県教育委員会と協力して、日本赤十字社 青森県支部、社会福祉協議会等関係機関との連携 を図り、ボランティア団体に対し防災に関する研修、 訓練等への参加を働きかけるなど防災ボランティア の育成を図っている。 〈防災ボランティアコーディネーターの養成〉 防災ボランティアコーディネーターは、防災ボラン		必要がある。 災害発生時に、被災者の多様なニーズに対応し、 円滑な救助活動を実施するためには、平常時から、 様々なボランティア団体を対象とした防災に関する 研修・訓練等を実施し、防災ボランティアの育成強 化を図る必要がある。 災害発生時の被災者ニーズは多種多様であることから、円滑に救援活動を実施するため、「調整役」
域防災計画に基づき取り組んでいる。 〈防災ボランティアの育成〉 県及び県教育委員会と協力して、日本赤十字社 青森県支部、社会福祉協議会等関係機関との連携 を図り、ボランティア団体に対し防災に関する研修、 訓練等への参加を働きかけるなど防災ボランティア の育成を図っている。 〈防災ボランティアコーディネーターの養成〉 防災ボランティアコーディネーターは、防災ボラン ティアを円滑に受入れ、効果的な活動へ導くための		必要がある。 災害発生時に、被災者の多様なニーズに対応し、 円滑な救助活動を実施するためには、平常時から、 様々なボランティア団体を対象とした防災に関する 研修・訓練等を実施し、防災ボランティアの育成強 化を図る必要がある。 災害発生時の被災者ニーズは多種多様であることから、円滑に救援活動を実施するため、「調整役」となる防災ボランティアコーディネーターの育成強化

重点項目	【リスクシナリオを回避するための対応方策 大規模自然災害後に復旧・復興が大幅に ともに、災害廃棄物等の処理に関する連携 対応方策 (今後必要となる取組・施策) 災害廃棄物の円滑な処理に向け、災害	遅れる事態を防ぐた	め、災害廃棄物処理計画の策定を推進すると 重要業績評価指標(参考値)
0	疾事機乗物が11月は処理に同い、灰音 廃棄物処理計画の策定を進める。	村	
0	災害発生時において、円滑に災害廃棄 物が処理されるよう、関係自治体等と協定 を締結し、情報共有を図りながら連携を強 化する。	県 村 関係自治体	
0	災害発生時における防災ボランティアの 円滑な受入れと効果的に活動できる体制 の構築に向けて、関係機関と連携を図りな がら、総合調整の仕組みを検討する。	村社会福祉協議会	
0	県及び県教育委員会と協力して、日本 赤十字社青森県支部、社会福祉協議会等 関係機関との連携を図り、防災ボランティ ア育成のための研修を実施するとともに、 防災訓練への積極的な参加を促すなど、 防災ボランティアの育成を強化する。	社会福祉協議会	
0	災害ボランティアコーディネーターの育成強化を図るため、災害救援ボランティア活動マニュアルに従い、県が主催する研修会への積極的な参加を促す。	社会福祉協議会	

現在の取組	再掲	脆弱性評価
【災害応援の受入体制の構築】		
〈災害応援の受入体制の構築〉 災害発生時に迅速かつ円滑に応援を受け入れる ことができるよう、各村町村、各消防本部で相互応援 協定を締結しており、応援機関の活動拠点の整備を 図り、受入体制の構築を図っている。	0	災害発生時に迅速かつ円滑に他自治体からの 応援を受け入れることができるよう、個々の相互応 援協定について、連絡・要請等の手順や手続等を 訓練により定期的に確認するとともに、応援職員の 受入を円滑に実施するため、受援体制を強化する 必要がある。
【農林水産業の担い手育成・確保】		
〈農林水産業の担い手育成·確保〉 当村の農林水産業を将来にわたって維持·発展させるため、農林水産業の担い手育成·確保に取り組んでいる。	0	当村の安全・安心な農林水産物を安定的に供給するためには後継者や新規就業者の確保が必要であるが、現状では減少傾向にあることから、後継者の育成及び新規就業者の掘り起こしが必要である。
【地域防災力の向上】		
〈自主防災組織の設立・活性化支援〉 災害発生時において、自助・共助による救助・救急 活動ができるよう自主防災組織を設立し、研修等に より自主防災組織の充実・強化を図っている。	0	自主防災組織の組織率は令和 3 年1月時点で 100%であるが、さらなる地域防災力向上のため、 研修や訓練を積極的に実施する必要がある。
〈消防力の強化〉 消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に基づき地域の実情を踏まえた消防体制の整備を進めている。また、各消防では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制の整備に取り組んでいる。	0	大規模災害等に迅速かつ的確に対応するため、 引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発 生時に他消防との応援・受援及び関係機関との連 携等の対応が円滑に行われる必要がある。
〈消防団の充実〉 村では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団 員の確保と装備の充実を図っている。 また、消防団員の確保及び新入団員加入促進の	0	消防団員は年々減少していることから、地域の消防力を確保するため、県と連携しながら、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。

ため、消防団協力事業所制度を導入し処遇改善を

図っている。

重点	対応方策	取組主体	重要業績評価指標(参考値)
項目	(今後必要となる取組・施策)	大心上 PF	主女术順引圖出派(多)引起/
	引き続き、個々の相互応援協定について、	村	
	連絡・要請等の実施手順や手続等を定期		
	的に確認し、訓練・研修等により実効性を		
0	高めていくとともに、他自治体の応援職員		
	を円滑に受け入れるため、あらかじめ、応		
	援職員が実施する対象業務や応援職員の		
	調整を実施する受援組織等を検討し、受		
	援体制の強化を図る。		
	当村の農林水産業を維持・発展させ、安	県	青空教室の開催
	定して供給するため、担い手の育成・確保	村	I回(H30)→2回(R6)
0	に取り組む。		新規林業従事者
			0 人(H30) →3 人(R6)
	自主防災組織の活動の活発化に向け、	県	自主防災組織率
	引き続き、県と連携を図りながら、防災啓発	村	100% (R2)
0	等の取組を実施し、平常時からの防災意		
	識の醸成に努める。		
	国の指針に基づく施設等の整備を進め	下北地域広域行	
	るとともに、災害発生時に他消防本部との	政事務組合	
	応援・受援及び関係機関との連携が円滑	村	
0	に行われるように、訓練を実施する。ほか、		
	近年発生した事案の教訓を踏まえた対応		
	を検討する。		
	引き続き、県と連携を図りながら、地域の	下北地域広域行	
	実情に応じて消防団員の確保と装備の充	政事務組合	
	実を進める。	村	
0			

	1 -	T
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【応急仮設住宅の確保等】		
〈応急仮設住宅の迅速な供給〉		災害発生時に提供可能な民間賃貸住宅が把握
災害発生時において、迅速に応急仮設住宅を供		されていないことから、提供可能な民間賃貸住宅の
給するため、「青森県応急仮設住宅建設マニュア		具体的なリストを作成する必要がある。
ル」を基に建設することとしている。		
【地域コミュニティカの強化】	1	
〈地域コミュニティ力の強化〉		少子高齢化により地域における人口減少が進ん
地域特性を生かした地域づくり等を通じ、地域コ		でおり、地域コミュニティカが希薄化し、地域防災力
ミュニティを強化するため、自主防災組織の取組を		の低下が懸念されることから、自助・共助の中心と
支援している。		 なる町内会等の基盤強化・活性化に取り組んでいく
		必要がある。
〈農山漁村の活性化〉		人口減少が進む中、農山漁村が有する自然・景
「農林水産業を支えることは地域の環境を守るこ		 観·文化などの地域資源を将来に引き継いでいくた
とにつながる」との観点から、農林水産業の生産基		 めには、自立した農林水産業の確立を図りながら地
盤や農山漁村の生活環境などの整備を行う公共事		 域コミュニティ機能の維持に取り組んでいく必要が
業を「環境公共」と位置付け、その一環として地域		ある。
力の再生を実現するための取組を推進している。		
〈地域コミュニティを牽引する人材の育成〉		地域を支える人材として、多様な人材の関わりが
地域コミュニティの維持と活性化のため、地域に		│ │必要であるため、ネットワークの形成・強化、地域を
関する課題を共有し、ワークショップなどの学びの場		越えた人材交流の促進に取り組む必要がある。
を通じて、地域を支える人材の育成とネットワーク化		
に取り組んでいる。		
【道路施設の防災対策】		
		緊急輸送道路である国道279号は、多くの脆弱
災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸		 性を抱えており災害発生時に使用できない可能性
送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的		があることから、機能強化・老朽化対策を優先的に
に機能強化や老朽化対策を推進している。		推進する必要がある。
10 (10 (10 (10 (10 (10 (10 (10 (11.2, 00.5, 00.0
	0	

重点	対応方策						
項目	 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値)				
	関係団体と連携して災害発生時に提供	県					
0	 可能な民間賃貸住宅のリストの作成を推	村					
	進する。	 民間事業者					
	災害発生時における共助を支える地域	村					
	コミュニティの強化に向けて、引き続き、地						
0	域における取組を支援し、自主的かつ主体						
	的な活動の促進を図る。						
	あおもり環境公共推進基本方針に基づ	村					
	き、公共事業のプロセスに、農林漁業者は						
	もとより地域住民など、多様な主体(地区						
0	環境公共推進協議会)の参加のもとで、自						
	ら行えることは自ら実施していくことにより、						
	地域力の再生を実現していく。						
0	地域コミュニティの中心となる町内会等	村					
	の基盤強化・活性化のため、引き続き、町						
	内会等と連携し、担い手となる人材育成に						
	取り組む。						
	災害に強い道路を整備し、大規模災害	国	·下北広域避難路計画				
	発生時の広域的な避難路や救援物資の	県	木野部工区事業着手(R2)				
0	輸送路を確保するため、関係機関と連携を	村					
	図りながら、国の交付金等を活用し、機能						
	強化や老朽化対策を行う。						
	災害発生時に広域的な避難路や救援						
	物資の輸送路となるだけではなく、平時に						
	おいても、広域交通拠点と連結し、地域間						
	連携の強化や緊急医療ネットワークの向上						
	のため、大間町からむつ市大畑地区まで						
	の国道 279 号のバイパス化の早期着工・						
	早期供用を国や県に要望するなど、緊急						
	輸送道路の機能強化に向けた取組を図っ						
	ていく。						

	再		
現在の取組		脆弱性評価	
	掲		
〈緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策〉		緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補	
緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補		完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇	
完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確	0	所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う	
保するため、機能強化や老朽化対策を推進してい -		必要がある。 	
3.			
〈村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策〉		整備後、相当の年数を経過している農道・林道も	
災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・	0	あることから、点検診断等を実施の上、計画的に老 	
林道の安全性等を確保するため、定期的な点検診 		朽化対策を行う必要がある。 	
断等を実施している。			
【基幹的道路交通ネットワークの形成】			
〈基幹的道路交通ネットワークの形成〉		被災地への速やかなアクセスや多様なルートを確	
被災地への速やかなアクセスや多様なルートを		保するため、地域高規格道路(下北半島縦貫道路)	
確保するため、地域高規格道路(下北半島縦貫道		の整備促進について、下北半島振興促進連絡協議	
路)の整備や風間浦村管内の国道 279 号のパイ	0	会や下北総合開発期成同盟会により要望している。	
パス化を国や県に対し、要望している。		また、風間浦村管内の国道 279 号のバイパス化を	
		大間原発三ヶ町村協議会で要望しており、継続的に	
		要望活動を続ける必要がる。	
【代替交通・輸送手段の確保】			
【代替交通·輸送手段の確保】 〈代替交通手段の確保〉		災害発生時等に道路が通行困難となった場合に	
		災害発生時等に道路が通行困難となった場合に 円滑に代替交通手段が確保されるよう、引き続き、	
〈代替交通手段の確保〉	0		
〈代替交通手段の確保〉 災害発生時等に道路が通行困難となった場合	0	円滑に代替交通手段が確保されるよう、引き続き、	
〈代替交通手段の確保〉 災害発生時等に道路が通行困難となった場合 の代替交通手段確保のため、関係事業者と情報	0	円滑に代替交通手段が確保されるよう、引き続き、	
〈代替交通手段の確保〉 災害発生時等に道路が通行困難となった場合 の代替交通手段確保のため、関係事業者と情報 共有を図っている。	0	円滑に代替交通手段が確保されるよう、引き続き、 関係事業者と情報共有を図る必要がある。	
〈代替交通手段の確保〉 災害発生時等に道路が通行困難となった場合 の代替交通手段確保のため、関係事業者と情報 共有を図っている。 〈代替輸送手段の確保〉		円滑に代替交通手段が確保されるよう、引き続き、 関係事業者と情報共有を図る必要がある。 大規模災害時において、陸上輸送の代替手段は	
〈代替交通手段の確保〉 災害発生時等に道路が通行困難となった場合 の代替交通手段確保のため、関係事業者と情報 共有を図っている。 〈代替輸送手段の確保〉 海に面している地域特性を生かし、災害発生時	0	円滑に代替交通手段が確保されるよう、引き続き、 関係事業者と情報共有を図る必要がある。 大規模災害時において、陸上輸送の代替手段は 海上輸送となることから、湾港機能の防災機能強化	
〈代替交通手段の確保〉 災害発生時等に道路が通行困難となった場合 の代替交通手段確保のため、関係事業者と情報 共有を図っている。 〈代替輸送手段の確保〉 海に面している地域特性を生かし、災害発生時 における海路による輸送を確保するため、及び災		円滑に代替交通手段が確保されるよう、引き続き、 関係事業者と情報共有を図る必要がある。 大規模災害時において、陸上輸送の代替手段は 海上輸送となることから、湾港機能の防災機能強化 が必要である。	
〈代替交通手段の確保〉 災害発生時等に道路が通行困難となった場合 の代替交通手段確保のため、関係事業者と情報 共有を図っている。 〈代替輸送手段の確保〉 海に面している地域特性を生かし、災害発生時 における海路による輸送を確保するため、及び災 害発生時における漁港を利用した輸送確保も視		円滑に代替交通手段が確保されるよう、引き続き、 関係事業者と情報共有を図る必要がある。 大規模災害時において、陸上輸送の代替手段は 海上輸送となることから、湾港機能の防災機能強化 が必要である。 また、港湾物流機能を早期に回復するための行	
〈代替交通手段の確保〉 災害発生時等に道路が通行困難となった場合 の代替交通手段確保のため、関係事業者と情報 共有を図っている。 〈代替輸送手段の確保〉 海に面している地域特性を生かし、災害発生時 における海路による輸送を確保するため、及び災 害発生時における漁港を利用した輸送確保も視 野に入れ、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策		円滑に代替交通手段が確保されるよう、引き続き、 関係事業者と情報共有を図る必要がある。 大規模災害時において、陸上輸送の代替手段は 海上輸送となることから、湾港機能の防災機能強化 が必要である。 また、港湾物流機能を早期に回復するための行 動計画であるBCP(業務継続計画)が未策定であ	
〈代替交通手段の確保〉 災害発生時等に道路が通行困難となった場合 の代替交通手段確保のため、関係事業者と情報 共有を図っている。 〈代替輸送手段の確保〉 海に面している地域特性を生かし、災害発生時 における海路による輸送を確保するため、及び災 害発生時における漁港を利用した輸送確保も視 野に入れ、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策 を行っている。		円滑に代替交通手段が確保されるよう、引き続き、 関係事業者と情報共有を図る必要がある。 大規模災害時において、陸上輸送の代替手段は 海上輸送となることから、湾港機能の防災機能強化 が必要である。 また、港湾物流機能を早期に回復するための行 動計画であるBCP(業務継続計画)が未策定であ	
〈代替交通手段の確保〉 災害発生時等に道路が通行困難となった場合 の代替交通手段確保のため、関係事業者と情報 共有を図っている。 〈代替輸送手段の確保〉 海に面している地域特性を生かし、災害発生時 における海路による輸送を確保するため、及び災 害発生時における漁港を利用した輸送確保も視 野に入れ、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策 を行っている。 【風評被害の発生防止】		円滑に代替交通手段が確保されるよう、引き続き、 関係事業者と情報共有を図る必要がある。 大規模災害時において、陸上輸送の代替手段は 海上輸送となることから、湾港機能の防災機能強化 が必要である。 また、港湾物流機能を早期に回復するための行 動計画であるBCP(業務継続計画)が未策定であ るため、策定する必要がある。	
〈代替交通手段の確保〉 災害発生時等に道路が通行困難となった場合 の代替交通手段確保のため、関係事業者と情報 共有を図っている。 〈代替輸送手段の確保〉 海に面している地域特性を生かし、災害発生時 における海路による輸送を確保するため、及び災 害発生時における漁港を利用した輸送確保も視 野に入れ、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策 を行っている。 【風評被害の発生防止】 〈正確な情報発信による風評被害の防止〉		円滑に代替交通手段が確保されるよう、引き続き、関係事業者と情報共有を図る必要がある。 大規模災害時において、陸上輸送の代替手段は海上輸送となることから、湾港機能の防災機能強化が必要である。 また、港湾物流機能を早期に回復するための行動計画であるBCP(業務継続計画)が未策定であるため、策定する必要がある。 災害発生に伴う風評被害を防止するためには、	
〈代替交通手段の確保〉 災害発生時等に道路が通行困難となった場合 の代替交通手段確保のため、関係事業者と情報 共有を図っている。 〈代替輸送手段の確保〉 海に面している地域特性を生かし、災害発生時 における海路による輸送を確保するため、及び災 害発生時における漁港を利用した輸送確保も視 野に入れ、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策 を行っている。 【風評被害の発生防止】 〈正確な情報発信による風評被害の防止〉 安全・安心な特産品を国内外に広くアピールす		円滑に代替交通手段が確保されるよう、引き続き、 関係事業者と情報共有を図る必要がある。 大規模災害時において、陸上輸送の代替手段は 海上輸送となることから、湾港機能の防災機能強化 が必要である。 また、港湾物流機能を早期に回復するための行 動計画であるBCP(業務継続計画)が未策定であ るため、策定する必要がある。 災害発生に伴う風評被害を防止するためには、 正確な情報を発信する必要があることから、特産品	

重点	対応方策	7.47.2.41	
項目	(今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値)
	緊急輸送道路を補完する道路の安全性	県	
	等を確保するため、関係機関と連携を図り	村	
0	ながら、道路整備や危険箇所対策、道路施		
	設の耐震化といった機能強化と老朽化対		
	策を実施する。		
0	農道・林道について、必要な改良や老朽	村	
	化対策等が実施されるよう、引き続き、定		
	期的な点検を実施する。		
	被災地への確実かつ速やかなアクセス	国	・下北高域避難路計画
	や多様なルートを確保するため、地域高規	県	木野部工区事業着手(R2)
	格道路(下北半島縦貫道路)の整備促進	村	
0	及び大間町からむつ市大畑地区までの国		
	道 279 号のバイパス化の早期着工・早期		
	供用を国及び県に対し、要望を継続して行		
	う。		
	災害発生時等に道路が通行困難となっ	県	
0	た場合に円滑に代替交通手段が確保され		
	るよう、引き続き、関係事業者と一層の情	関係事業者	
	報共有を図る。		
	災害発生時の海路による輸送確保に向	県	・漁港施設の長寿命化計画策定
0	けて、引き続き、港湾施設の防災機能の強	村	村管理 2 漁港
	化を図るとともに、BCP(業務継続計画)を		策定率 100%
	策定する。		
	漁港施設においては、老朽化対策・機能		
	強化対策を実施する。		
	災害発生時の特産品の風評被害防止	県	
	に向けた正確な情報発信のため、ウェブサ	村 	
0	イトとSNSを連携させた情報発信の仕組み		
	を構築するとともに、必要に応じて説明会		
	等を開催する等情報発信の強化を図る。		